

商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 熊谷 泉

1 日時

平成24年12月10日（月曜日）

午前10時2分開会、午後3時38分散会

（うち休憩 午前10時33分～午前10時35分、午前10時36分～午前10時37分、
午前11時15分～午前11時17分、午前11時58分～午後1時3分、
午後3時24分～午後3時25分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

熊谷泉委員長、後藤完副委員長、小田島峰雄委員、軽石義則委員、福井せいじ委員、
岩淵誠委員、工藤勝博委員、小西和子委員、斉藤信委員、小泉光男委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

千葉担当書記、米内担当書記、千葉併任書記、村上併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 商工労働観光部

橋本商工労働観光部長、桐田副部長兼商工企画室長、阿部雇用対策・労働室長、
松川経営支援課総括課長、佐々木科学・ものづくり振興課総括課長、
宇部産業経済交流課総括課長、戸館観光課総括課長、
飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、
木村商工企画室企画課長、猪久保雇用対策・労働室労働課長

(2) 教育委員会

菅野教育長、高橋教育次長兼教育企画室長、多田教育次長兼学校教育室長、
佐藤参事兼教職員課総括課長、石川教育企画室企画課長、
永井教育企画室予算財務課長、小倉教育企画室学校施設課長、
藤澤学校教育室学校企画課長、松葉学校教育室主任指導主事兼特命課長、
小菅学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
高橋学校教育室特命参事兼高校教育課長、
福士学校教育室首席指導主事兼特命課長、
佐々木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、

田村学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、西村生涯学習文化課総括課長、
佐々木生涯学習文化課特命参事兼文化財課長、
平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、
漆原教職員課特命参事兼小中学校人事課長、
土川教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

(3) 総務部

根子副部長兼総務室長、清水総務室管理課長、大槻法務学事課総括課長、
岡崎法務学事課私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(請願陳情)

受理番号第 58 号 被災業者に対する支援施策の改善・強化を求める請願

(2) 教育委員会関係審査

(議 案)

議案第 7 号 平成 24 年度岩手県一般会計補正予算 (第 5 号)

議案第 25 号 岩手県立図書館 (維持管理業務) の指定管理者を指定すること
に関し議決を求めることについて

議案第 26 号 岩手県立図書館 (運營業務) の指定管理者を指定することに関し
議決を求めることについて

議案第 27 号 岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し
議決を求めることについて

(3) 総務部関係審査

(請願陳情)

受理番号第 59 号 私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子
どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

(4) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○熊谷泉委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

小田島委員は、ちょっと事情によって少しおくれると思います。よろしくお願ひします。

本日は、水野担当書記にかわり米内担当書記が出席をしております。

この際、先般の人事異動により、新たに就任された方を御紹介いたします。

根子副部長から新任の方の御紹介を願ひます。

○根子副部長兼総務室長 10 月 18 日付で法務学事課私学・情報公開課長に就任しました

岡崎幸治でございます。

よろしく願いいたします。

○熊谷泉委員長 以上で人事紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

なお、本日の日程についてであります。さきの9月定例会において、当商工文教委員会のほか環境福祉委員会に、それぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託された請願陳情受理番号第55号福祉灯油の早期実施と拡充、石油製品に係る国への価格高騰対策及び適正価格と安定供給のための監視・指導の強化を求める請願は、当商工文教委員会に付託された項目2(3)については採択と決定され、国に対する意見書の提出については、環境福祉委員会の審査結果を待ってから委員会発議をすることとされたところであります。

つきましては、環境福祉委員会の審査結果が出た場合には、当商工文教委員会でも議案等の審査を一旦中断して、意見書の取り扱いについて協議をすることとなりますが、環境福祉委員長と申し合わせをし、環境福祉委員会においては最初に審査を行うこととしておりますので、あらかじめ御了承願います。

また、意見書の取り扱いを協議する際の参考として、さきの9月定例会において採択と決定した受理番号第55号の請願文書表をあらかじめお手元に配付しておりますので、御確認を願います。

初めに、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。請願陳情受理番号第58号被災業者に対する支援施策の改善・強化を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○松川経営支援課総括課長 それでは、お手元に配付しております資料に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

請願受理番号第58号でございますけれども、請願事項が4項目ございますので、それに即して、県の対応について御説明申し上げたいと思っております。

まず最初に、内陸地域における被災状況について御説明いたします。花巻市以南の市町村につきまして、被災状況を取りまとめたところであります。昨年3月11日の本震、それから4月の余震で県南内陸部も被災しておりますので、その被災状況であります。最も多い市町村が一関市でありまして、商業関係が307件、17億4,846万円、それから工業関係が231件、54億5,193万円とお聞きしております。次いで、奥州市が商業関係が80件、5億9,391万円、それから工業関係が43件、8億101万円となっております。それぞれの市町村を合計いたしますと、商業関係では26億円余、それから工業関係では73億円余となっております。

続きまして、中小企業被災資産修繕費補助及び被災工場再建支援事業費補助について御説明申し上げます。このうち、まず中小企業被災資産修繕費補助でございますが、これは被災した沿岸地域の商工業者、サービス業者、製造業者などが被災した資産を修繕するた

めに要した事業費を県と市町村とで補助率2分の1以内で補助したものでありまして、小売業、それからサービス業では、県、市町村を合わせまして200万円、それから製造業では2,000万円を限度額としております。

それから、被災工場再建支援事業費補助では、沿岸地域で再建、復旧に要する経費が5,000万円以上となる雇用30人以上の事業者に対しまして、補助率10分の1以内で県と市町村とで補助したもので、5,000万円を限度額としたものです。

平成23年度の実施状況ですが、修繕費補助につきましては427件、県と市町村を合わせまして15億1,949万円。被災工場再建支援事業費では1件、1,115万円余となっております。工場再建支援事業費につきましては、事業継続中ですので、補助金は未交付となっております。

次のページであります。3の中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、いわゆるグループ補助金であります。これは、被災した複数の中小企業等から構成されるグループなどが復興事業計画を策定し申請するものです。申請に当たっての要件は、グループ等の機能の重要性として四つありまして、グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること、それから事業規模や雇用規模が大きく、地域経済、雇用への貢献度が高いこと、三つ目ですが、一定の地域内において経済的、社会的に基幹となる産業群を担うグループであり、当該地域における復興、雇用維持に不可欠であること、それから四つ目ですが、地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うことといったこの四つの項目が挙げられております。

申請、交付決定状況ですが、現在11月から1月までの5次の公募期間中でありまして、11月末に前半の申請を締め切っております。総数といたしましては、187グループから申請がありまして2,098社、1,571億円の補助申請額となっております。これに対して、4次までの決定状況ですけれども、決定したグループが51グループ、事業者数としては751社、補助金額として決定したものが577億円であります。申請につきましては、これは延べ数になっておりますので、重複を除きますと、おおむね7割程度の事業者数、補助金額がカバーされております。なお、1次から4次までの公募の中で、内陸部からの事業者から申請がありましたのは106社、それから補助決定したのが35社となっております。

次に、中小企業被災資産復旧事業費補助であります。これにつきましては、中小企業で事業用資産が全壊、流失した事業者が沿岸市町村で事業を再開しようとする場合の事業費を、県と市町村とで補助率2分の1以内で補助するものであります。市町村によって上限額が異なりますが、一応2,000万円を限度額としております。

次のページになります。11月末の状況ですが、執行状況といたしましては、平成23年度、24年度を合わせまして161件、4億6,457万円、これは県と市町村を合わせて4億6,000万円ということでございます。

次に、中小企業者向けの支援制度ということで、これは小規模事業者なども含めまして対象としているものを拾っております。まず、さんりく基金による助成事業といたしまし

て、被災地復興支援助成事業がございます。このうち被災事業者業務再開といった分類のものですけれども、これは雇用保険、健康保険適用事業者を対象にいたしまして、営業用設備、備品、什器の整備経費の2分の1を助成するものです。雇用が5人以下の場合は50万円、6人以上の場合は100万円を限度額としています。平成23年度の実績では171件、1億1,076万円となっております。

それから、(2)ですけれども、被災地域の産業再生という分類になっているものでありまして、これは商工会議所、商工会といった商工団体を通しまして保険適用対象外となっているような零細事業者への助成をするというもので、50万円を限度額としております。これの平成23年度の実績は495件、1億6,566万円となっております。

次のページでございます。(3)といたしまして返還融資制度を取り上げています。中小企業東日本大震災復興資金であります。直接、間接被災者を対象にいたしまして、限度額を8,000万円とし、貸付期間を15年、据え置きを3年としております。利率も低利でございます。直接の被災者につきましては、保証料を県が全額補給しております。この融資実績は、平成23年度では2,606件、531億2,111万円の融資となっております。このうち内陸部の事業者へは、保証承諾件数でございますけれども、2,378件、463億9,764万円となっております。

次に、この融資に伴いまして、保証料補給をやっておるわけですが、これは岩手県信用保証協会に対してやっておりますけれども、この実績は平成23年度で1,265件、2億9,125万円となっております。このうち内陸部につきましては866件で、2億69万円となっております。

次に、財団法人いわて産業振興センターで行っている資金の貸し付け、設備の貸与があります。この原資は、県の中小企業振興資金特別会計から財団法人いわて産業振興センターに対して貸与しております。財団法人いわて産業振興センターから事業者へ貸し付け、あるいは貸与しているというものであります。このうち設備導入資金につきましては、従業員20人以下、小売業、サービス業では5人以下の従業員に対しまして、4,000万円を限度額に無利子で貸し付けしているというものでありまして、平成23年度実績は6件、3,933万円の利用があります。そのうち内陸の事業者につきましては5件、2,087万円となっております。

それから設備貸与事業、このうち国庫分であります。国庫財源としたもので、設備の割賦、リースをしているものであります。これは限度額8,000万円、利率は年1.95%で、平成23年度の実績は29件、2億7,008万円となっております。

それから、県単で地域産業活性化企業設備貸与を行っております。これは、国庫事業の対象外となる事業者に対しまして、限度額1億円、利率1.95%で貸与しております。平成23年度の実績は42件、8億9,686万円となっております。いずれも貸し付け、あるいは貸与制度も24年度増加の傾向が見られます。内陸地域への事業者への貸し付けについては、ごらんとおりでございます。以上で説明を終わります。

○熊谷泉委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○岩渕誠委員 この請願の中で、内陸の状況を示していただきました。数字の確認からさせていたいただきたいのですが、公募での内陸の事業者、申請、決定、これ金額ベース、ちょっと私聞き逃したか、御説明があったか、ちょっとあれですが、そこを教えていただきたいと思います。

○松川経営支援課総括課長 件数につきましては、市町村によりまして件数が出ていなかったりしましたので、件数についてはまとめておりませんでした。金額だけ御説明申し上げたところでございます。

○岩渕誠委員 グループ補助金、金額のところの内陸事業者の申請、決定ベースのところでの金額ベースでのお話、理由わかりますか。

○松川経営支援課総括課長 この数字については、取りまとめておりませんでした。

○岩渕誠委員 わかりました。いずれ全体的に見ますと、グループ補助金の部分で、内陸は申請があるのになかなか認められない、一方で、それ以外のところには積極的に認められているという様子が見られるわけでありますけれども、やはり内陸のほうは少し諦め感が漂っていますし、そこのところをみていただきたいと、これは要望です。

請願の項目の二つ目の要件緩和という部分でちょっとお尋ねしますけれども、今第5次の公募をやっているということなのですが、実はこれまでの第4次の募集までと、第5次の募集で、国の要件が変わった部分があるとお聞きしております。そのことによって、実は第1次から第4次まで、ずっとグループ補助金に応募していた企業が、これが応募できないという状況が沿岸の一部にあると私は伺っておるのであります。具体には大企業、いわゆる中小企業法の適用にならない企業との資本関係、役員派遣の関係と聞いておりますけれども、こうした実態をどう把握されているのか、その要件緩和について、緩和と言うかどうかわかりませんが、そのことによって、どの程度影響を受けているのかということがわかりますれば答弁いただきたい。

○松川経営支援課総括課長 当初制度が立ち上がった際には、大企業については2分の1以内の補助率ということになっておりまして、現にこれまで採択されたグループの中にも大企業、実際に補助金を受けたところもありますし、それから、グループの構成員ということで、実際には補助を受けておられないけれども、グループとして構成員となっていた大企業もございました。今回の申請にあたりまして大企業について、資本金が3億円以上、従業員が300人以上といったもの。それから、みなし大企業ということで、大企業からの資本が2分の1以上、それから役員派遣など2分の1以上で構成されているといったところが、みなし大企業ということでやっております。

今回変わったということにつきましては、いわゆる大企業に対しては補助しないというような考え方がございまして、ただ今回の申請の中では確かにそういうことでは実際に企業の名前としてはありませんけれども、そのあたりは精査しながら、資本関係としてはないのだということは、一応確かめながら審査したいと思っております。

それから、実際の申請の状況については12グループから申請が、180社になりますけれども、そういった先ほど申し上げた一応要件といえますか、考え方が示されておりますので、そういった資本関係なども含めて、審査の際には頑張っていきたいと思えます。

○岩淵誠委員 確かにナショナル的な大企業は、そういった要件はあると思うのですが、実際の中小企業要件というのは、被災地においては実態に合っていないのではないかと。今3億何がしという話がありましたけれども、これは恐らく流通業なんかは5,000万円、50人というような形になりまして、そうすると、実際には地場企業で雇用もあるところだけれども、法律上は大企業の位置づけをされてしまうところなんかにおいてこないという話になるわけです。

一方で、例えば親会社の関係の資本の関係があって、実際は本当に地場に根差したサービスをしているのだけれども、資本の関係の部分において、みなし大企業にされていると。そのことによって補助金が受けられなくなるというのが実態ではないのかと、私はそういうふうにお聞きをしております。

これは、復興予算の流用問題に当たって、その部分での見直しかなと思うのですが、これはちょっとやっぱり現場の実態にそぐわない。あつものに懲りてなますを吹くという、そういう部分ではないかと思っておりますけれども、これは県の見解として、そもそも要件緩和、これはあるべきと思うのでしょうか。私はちょっと今回のこと自体、どこでお話しすればいいかなと思って、この請願陳情があったのでお話ししたのですが、県の見解はどうですか。

○松川経営支援課総括課長 これまで、県でも補助金の増額も含めて国に要件緩和を要望しております。その考え方としては、小規模のグループ化もなかなか構成しにくい、あるいは先ほど申し上げた四つの要件になかなか当てはまらない事業者もいらっしゃいますので、そういった意味での要件緩和、あるいは運用の弾力化ということを要望しております。

今回、いわゆる大企業、あるいはみなし大企業という考え方ということにつきましては、やはりある程度、できるだけ多くの事業者、それから零細な事業者も含めて、この制度が活用できるようにという考え方の流れの中でのものかなと思えますが、みなし大企業ということで、流通業の場合はかなりハードルが高くなってしまいうところもございまして、その辺あたり、実態に合った取り扱いになるように、国に一応考え方を示して話していきたいと思っております。

○岩淵誠委員 どうしても、今まで表に出てくる要件緩和というのは、4要件のところをどうするかという話だったり、あるいはグループ補助金、いわゆる繰り越しの問題だとか、そういった方向に話が中心になるということで、それは非常に見える論議、表に出てくる資料に対しての論議ということになるのですが、運用の部分で、どうも官僚の裁量の中で、現場の実態に合わないことがいっぱい出てくる。これに対して県も明確に、やっぱりこここここの問題があるのだよということをもう少しきちんとしていかないと、県議会での

議論にもなりませんし、やっぱり大きな議論になって、それを国に求めていくということでない、なかなかこれ納得がいけないと思うのです。これはあわせて、当然内陸部も被災しているけれども、どうも忘れられた被災地というようなことで、この年末を迎えて、厳しい資金繰りの中で対応している部分も多いわけでありまして。内陸のことについては申し上げたいことがありますけれども、きょうは申し上げませんが、そういった要件の中身もきちんとやっていただくということで、請願の審査ではありますけれども、県に要望したいと思います。部長、何か所見があれば伺います。

○橋本商工労働観光部長 グループ補助金の対象事業者の要件の緩和について、今般大企業、みなし大企業については対象にしないという国からの一定の考え方が示されたのは、先ほど松川総括課長から答弁したとおりでございますけれども、県内の事業所を幅広くグループ補助金の対象にしていくというのは県としての基本的なスタンスでございます。県のさまざまな地域の中で果たしている事業所の役割といった部分をきちんと踏まえて、国には個別にしっかりと説明をし、必要な部分については認めていただけるように説明をし、要望もしていきたいと考えております。

○岩淵誠委員 踏み込んで、ぜひ大企業とかみなし大企業という、なかなかこれは目の敵にされる方もいらっしゃるわけでありまして、私は地場企業という捉え方をして、こっちからきちんと、地場の企業の位置づけというのはこういうものなのだと。今の中小企業要件そのものがちょっと問題があるのではないかと。流通業なんかは、雇用にはつながっているのだけれども、形の上では大企業になってしまっている。だから、建物の取り壊しの際だって、わざわざ減資をして、資本金を5,000万円以下に下げて、事業者がかぶって、そして被災した店舗の解体をやっているというのが実態ですから、それはやっぱり本末転倒の話だと思うのです。ぜひ地場企業ということを前面に押し出して、グループ補助金、その他に対応していただくように強く求めたいと思います。終わります。

○熊谷泉委員長 この際、審査の途中ではありますが、受理番号第55号福祉灯油の早期実施と拡充、石油製品に係る国への価格高騰対策及び適正価格と安定供給のための監視・指導の強化を求める請願についてであります。環境福祉委員会の請願審査結果が出そろいましたので、当委員会においても意見書の取り扱いについて協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 それでは、さよう決定いたします。

環境福祉委員会においては、請願項目1、そして2の(1)、2の(2)が採択、それから請願項目2の(4)、(5)が不採択と決定したとのことであります。

さきの9月定例会において、当委員会において採択と決定いたしました受理番号第55号の請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、環境福祉委員会と共同で今定例会に委員会発議することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○熊谷泉委員長 なお、文案中の項目（４）、（５）は、環境福祉委員会で不採択となりましたので、この場で委員長案から削除をさせていただきます。

ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、暫時休憩いたします。環境福祉委員会の状況を確認いたしますので、しばらくお待ち願います。

〔休憩〕

〔再開〕

再開いたします。

環境福祉委員会においては、修正はないとのことであります。

ほかに御意見はありませんか。

休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 お諮りいたします。

意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、意見書は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については、当職に御一任を願います。

それでは、受理番号第 58 号の請願陳情の審査に戻ります。

○工藤勝博委員 請願陳情受理番号第 58 号の被災業者に対する支援策の改善・強化を求める請願には賛同しますが、項目ごとに、ちょっとまだわからない部分もありますので、お聞きしたいと思います。

1 番目の、この二つの制度を復活させてほしいという中身ですけれども、実際平成 23 年、24 年度でかなりの業者に対応がなされておりますけれども、さらにそういう希望があるのか。そしてまた、これを終了したのは、どういう理由で終了したのかお伺いしたいと思います。

そしてまた2番目の中小企業グループ等復旧整備補助事業、まだまだ希望があるというのも伺っておりますし、7割しか対応できていないということもあります。きのうの新聞にもありました、実際再開したいけれども、その土地の確保ができないのだと。土地の確保ができれば再開したいけれども、まだ2年も3年も見通しが立たないという事業者も多分たくさんあると思います。そういう中でのグループ補助金、有利な資金の事業ですので、それはもっとも国にも働きかけながら対応していただきたいと思います。

3番目の中小企業グループ等復旧整備補助事業の要件を緩和して内陸の中小企業者の皆さんも対象に支援してほしいという、この辺ももっと詳しくお聞きしたいなと思います。

○松川経営支援課総括課長 まず、中小企業被災資産修繕費補助の関係から申し上げます。

これは、考え方といたしましては、被災した直後に早く地域経済を復旧してもらいたい、あるいは雇用を確保してもらいたいということで、直ちに修繕をして復旧できる事業者に対する補助ということで立ち上げたものであります。各市町村で具体的にその要綱を制定いたしまして、事業化をしていただくことにはしておりますけれども、要綱制定から3カ月以内に申請した者に対して補助するというような方向に進めた関係がございます。多分流れとしては、それに間に合わなかったという方たちもあろうかと思ひまして、現に実は宮古市で9月補正でたしか12件ほどあったと思ひましたけれども、市単独で指定するとしております。

それから、二つ目のグループ補助金の見通しの立たないような事業者の方たちへの支援ということでございますけれども、陸前高田市とかのお話を聞きますと、グループ補助金の申請すらできない、土地確保の見通しが立たないというようなグループもあるとお聞きしております。国に対しては、来年度以降への事業の継続を要望してまいりましたし、これからもしていきたいと思ひておりますけれども、そういった事業者も現に現地にはらっしゃるといふことで、事業の継続は要望していきたいと思ひております。

それから、中小企業被災資産復旧事業費補助でございますけれども、これも内陸地域へということについては、さきの県議会の議論の中にもございましたので、そういったことについては内陸部の市町村なり商工団体に御意見を聞いたりして対応を考えたいと思ひております。今やっている中小企業被災資産復旧事業費補助というのは、地元の市町村にも負担を半分していただくという、予算の負担も伴うということもございますので、内陸部の市町村についても、そういった同じようなスキームになるということを前提に御意見を聞きたいと考えております。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 被災工場再建支援事業費補助について、若干御説明をさせていただきますと思ひております。

こちらにつきましては、市町村が復興中核業種というような位置づけということで、要件的にも被災時に既に雇用している人数が30人以上という、比較的地域の中核となる企業が対象となっているところでございます。そして、これは中小企業被災資産修繕費補助と同様に昨年4月の臨時議会で制定して、いわゆる国からの大きな支援を要望していったと

いう、つなぎ的な役割の補助制度でございました。そのため、その認定期間も平成 23 年度中、その事業計画の認定を受けたところだけを対象にしたという経緯がございます。

結果的に、昨年 5 月にグループ補助が制定されまして、グループ補助のそもそもの要件というのが、まず簡単に言うとサプライチェーンになること、そして事業規模、そして雇用規模が大きいことが要件に入っているものですから、この被災工場再建支援事業費補助についての企業というのが大体グループ補助の要件に該当していると。そういうこともございまして、グループ補助のほうに申請をして、そのほとんどが採択をされたということから、並行して申請されていた県単のこちらの補助については取り下げをしたという経緯があります。以上でございます。

○**工藤勝博委員** ありがとうございます。こういう支援事業、補助事業は発災当初からたくさんあったわけですけれども、一番有利な事業がグループ補助ということで、それに傾いてきたと。その対象にならない人は、またいろいろあるわけですけれども、そういう中で 1 番目の 2 制度の復活ということは、今私が判断した中では、あえてそこまでする必要はないのかなという思いもあります。逆に 2 番目のグループ補助金の制度の要件を緩和しながら国に支援をさらに求めていくというほうがシンプルでわかりやすいなという思いもしております。そういうことで、あとの 3 番、4 番もあわせて、あえてこの請願を取り上げる必要はないのかなと。2 番目は、これからも継続してやってほしいなという思いであります。

○**斉藤信委員** 請願項目に沿って聞きながら質問したいと思います。

1 番目の中小企業被災資産復旧事業費補助、これは岩手県が国に先駆けて中小事業者に補助を出すと。これは画期的な取り組みでした。私はそのことは評価をしているのです。しかし、被災地限定、いわば沿岸限定ということに私は問題があったと。今国の制度、宮城県も中小企業に補助制度をやっていますけれども、限定していないのです。岩手県は全体が被災地なのです。そういう形で、これはグループ補助も、そして融資も、岩手県全体が被災地という扱いになっているわけです。先ほどの説明の資料にも、内陸の被害状況が出ていました。特に一関市は 70 億円を超える被害になっていますし、金ケ崎町も 10 億円を超える、奥州市も 13 億円を超えると。沿岸、県北より被害が大きいのです、そういう意味では。だから私は、中小企業被災資産復旧事業費補助というのは、沿岸だけではなくて、内陸も対象にすべきだったと。その意味で、この制度を復活させてほしいと。

もう一つは、今の説明にあったように、宮古市が 9 月補正で 6,000 万円の補正予算をやったのです。今、中小零細企業はどうなっているかという、やっぱり復旧、復興が段階的なのです。すぐに復旧できるところと、やっぱりいろんな努力をしながら復旧に踏み出すところ、段階的なのです。だから、制度をつかって 3 カ月以内というところで手を挙げられるところはあったかもしれないけれども、その後に復旧したいと、これが出ているから、宮古市もそういう対応、これ市単独でしているのです。だから私は、被災地、沿岸も含めて、これはぜひ内陸も対象にした形で復活させるべきだと。

被災工場再建支援事業費補助の場合、実質グループ補助が継続される場合は、そちらのほうが有利ですから、恐らく流れるでしょうけれども、ただ厳密に言うと、来年度グループ補助がどういう形で継続されるか未定です。その動向もひとつ示していただきたいのだけれども、しっかりした概算要求がされていないと思うのです。その見通しも含めて、1のところは、そういう形で内陸部も対象にするというのと、やっぱり段階的に中小企業が今復旧の取り組みをしているときに、2年、3年継続した支援が必要だと。

3番目の中小企業被災資産復旧事業費補助も、これはことし、全壊、流失した事業所を対象にしてやっているのですが、これも沿岸対象ということで、これも同じように私は内陸を対象外にする必要はないと。県議会では、内陸の自治体や商工団体の状況を聞いてと、私は聞いているから、聞いているので、そういうことをしっかりやってほしい。あとは、この事業については単年度だけではなくて、継続を検討するという文言、これ既に出ています。だから、そういう意味では、さらに対象を拡充してやっていただきたい。まず、この点からお聞きします。

○松川経営支援課総括課長 今請願として議論されている面もございますので、県のこれまでの考えということで御説明申し上げたいと思います。まず、修繕費の補助につきましては、被災後直ちに復旧していただきたいと。しかも、修繕であれば何とか事業再開ができるのではないかとということで、昨年4月の臨時議会の際に御提案申し上げて制度化したという経緯がございます。先ほど申し上げた被災の状況もごらんになったとおり、内陸部ももちろん被災しているわけですが、沿岸の被災の規模が著しく被害が大きかったということで、それを早期に復旧したいと。それから地域経済を何とか早く復旧させたいという思いで制度を立ち上げたという経緯がございます。

それから、グループ補助金の動向ということにつきましては、国では平成25年度の当初予算への概算要求として、今、事項要求となっておりますが、金額を示さない、こういった事項について要求したいという概算要求の格好で今出ている段階でございます。いずれ、これらについては当初予算の中で議論されると考えております。

それから、復旧費の補助につきましても、これも沿岸被災地が全壊、津波で流失しているという状況でこの制度を立ち上げたということでございますので、そういった被災の程度の甚だしさということを勘案して制度化したというものでございます。

○斉藤信委員 私は、岩手県が機敏に修繕費補助を打ち出したというのは評価しているのです。二つ答えていただきたい。県北・沿岸と内陸の被害を比べたら、内陸、県南の被害のほうが大きいですが、これが一つ。もう一つは、やっぱり中小零細業者というのは段階的に復旧するのです。だから、この補助制度を出したときに、ぱっと手を挙げられるところはあったかもしれない。しかし、その後何かの形で復旧したい、1年後、2年後、半年後とあるのです。だから、宮古市がそういうことをやっているわけでしょう。宮古市は修繕費補助でも一番多かったのです、昨年149件。そういう宮古市でも、ことしそういう要望が出ているということですよ。宮古市の場合は、応急修理にプラスしてやっているの

す。確かに沿岸被災地は被害が大きいです。しかし、一様かといったら、決してそうではないと。沿岸、県北と比べたら県南の被害は小さいと言えない。段階的に復旧するという点で、中小企業被災資産復旧事業費補助は来年度もやろうとしているわけでしょう。だから、中小企業被災資産修繕費補助も、やっぱり単年度で終わるべきではなかったと思うのです、私は。修繕で再建できる事業者があったら、こんなにいいことはないのです。そういうことを継続的に、今回の震災というのは何でも継続的に支援することが大事なのです。その点どうですか。私の二つの質問に、もう少し正面から答えてくれますか。

○松川経営支援課総括課長 商工関係の被害状況からお話し申し上げたいと思います。

全部、これが正確な数字が上がっているかどうかは、ちょっと当時の混乱していた状況の中での報告ですので、御容赦いただきたいと思いますが、洋野町が商業関係の報告しか上がっておりませんが、洋野町が25件で被害額が19億円余です。それから野田村が、これも商業関係しか来ておりませんが、107件で31億円余です。それから、普代村が12件で、これは14億円となっております。ということで、被害額で比較してどうかということもございますけれども、沿岸の県北についても、被害が相当程度あったと認識しております。

それから、中小企業の復旧の状況ということでございますが、確かにそれぞれの事業者の事情によりまして、直ちに復旧できたところ、あるいはいろんな段取りと申しますか、資金の需要の確保とか、そういうものが必要で、すぐ復旧できなかったところは現実にはあろうかと思えます。ただ、先ほどの修繕費の補助金の制度の考え方で申し上げましたとおり、できるだけ早く復旧して地域経済の回復に寄与するということでの制度設計であったということもございますので、現実にはそういった方たちが利用されて、今100件以上の利用があったと理解しているところです。

○斉藤信委員 いい制度も、もっと活用できるように改善すべきなのです。私は、この制度はいいと言っているのだから。それが極めて短期間に限定された、そして沿岸だけに限定されたということが改善されれば、もっといい制度になるのだと。県北・沿岸の被害が小さいとは言いませんが、内陸、県南のほうの被害が大きいのも事実です。そして、事業者の実態はあなた方はよくわかっていると思うけれども、やっぱりそういうふうに段階的に復旧するのです、実態は。だから、そういう継続的な支援が必要なのです。復旧費の補助は、そうしようとしているわけだから。私は、当初の目的がこうだったからという官僚的にならないで、改善するところは改善すると。そして事業者には喜ばれる制度にしていくと、私はこのことが一番大事だと思います。

それで、どうですか、内陸市町村の動向、どういうふうに聞き取りをしていますか。

○松川経営支援課総括課長 ちょっと修繕費のほうの補足説明を申し上げます。

修繕費を利用された事業者で、グループ補助金もその後申請された方もおりまして、グループ補助金で採択された方はそちらに移行していったという流れがございます。ということで、件数が427件ということですが、実際に申請された方はそれよりも多くて、500

件を超えていたと記憶しております。

それから、内陸市町村の動向でございますけれども、私も全部ではございませんけれども、市町村に今話を聞いているところでございますけれども、いずれ予算を伴うということと、それから被害の状況、把握しているところ、していないところがございまして、そういったところを踏まえて、そこはよく意見を聞いて対応は考えていきたいと、検討させていただきたいと思っております。

○**齊藤信委員** やっぱりこの請願の採択がますます重要になってきたと思っております。

二つ目に、被災した中小企業のいわゆるグループ補助ですけれども、これも大変画期的な制度で事業者には喜ばれているのですが、一番の問題は予算の枠が小さ過ぎることです。だから、選別せざるを得ない、ここが一番の問題だと思います。もっと枠が大きければ、本当に7割ではなくて、希望者全体が受けられるように。受けられる業者と受けられない業者で、天と地の違いが起きているのです。これは、差別と言ってもいいのです。私は、県がそういうことを考えているとは思わない。しかし、予算の規模でそうせざるを得ないと。しかし、事業者から見れば、グループ補助が決まったところと決まらないところは天と地なのです、再建できないのです、この補助金が決定されないと。私はそういう意味で、この枠を大幅に拡充すると。希望するグループ全体が受けられるように強く国に求めるべきだと、これが第1点。

第2点は、今回の第5次公募を見ても、これは二段階で申請を受け付けているようですが、第1次で既に12グループ、180社、75億円ですよね。97億円の予算しかないのです、今のところは。私は、これ確実にオーバーすると思っております。そういう意味では、今申請している12グループ、75億円というのは、特別な問題がない限り採択すべきだと。しかし、そうした場合に、第2次グループの枠が少なくなってしまうわけです、97億円ですから、もう22億円しか残らないと。だから緊急に、これは予備費とか何かを使って拡充すると、そういうことが必要ではないか。国は801億円を予算化したのですが、801億円の都道府県配分、県配分はどうなるのか。例えば岩手県は第4次の実績で予算を組んだということがありますが、それを超えることは当然考えられるわけで、97億円だったけれども、県も補正をして、801億円の岩手県分を拡充させることは十分に可能だと思いますが、その点はどうでしょうか。

○**松川経営支援課総括課長** まず、補助金の考え方なのですが、予算の枠ももちろんあるわけですが、まずはグループを構成して、復興事業計画を策定してもらっております。その計画の中身を、まず審査会では審査しているわけですので、いかにグループを構成して、その連携の効果を高め、あるいは共同で行うことによって地域経済に貢献できるかというところがポイントになるかと思います。そういった計画をきちんとつくっていただき、実際に実行していただくということがあって予算化されているということでございます。

今回第5次の前半の公募を締め切った段階で、当初9月補正で確保していた予算額に迫

る状況になっておりますので、これにつきましては、さらに1月の公募を締め切った段階で、必要であれば国に予算確保については要望してまいりたいと思っております。

それから、各県ごとの配分があるのかということでございますけれども、これにつきましては801億円の予備費からグループ補助金、国で予算化したということでございますので、その中で配分されるものと思っておりますけれども、現段階で幾らというのを示されているわけではございません。

○斉藤信委員 11月末で第5次の前半分、これ締め切った、そして12グループ、75億円だと。私、この決定がなぜ年を越すのかと。やっぱり年内に決めてこそ事業者が喜ぶのではないのでしょうか。なぜ1カ月以内でやれないのかと。早く決定を受けて新年を迎えるか迎えないかは、これ事業者にとっては大変な違いだと思います。そこを前倒で年内に決定するということができないかどうか。

それと、801億円の配分はまだはっきりしていないということですから、私やっぱり要求次第だと思うのですよ。そういう意味で、後半部分の申請を今やっていると思っておりますけれども、大体予測を立てて、県も必要だったら臨時議会でもして補正予算を立てればいいと思うから、後半部分の申請にも対応できるような対応が必要なのではないかと。国にも根拠を持った要望をして、801億円の予算については必要額を確保すると、そういう県の対応が必要なのではないのでしょうか。

○松川経営支援課総括課長 これまで4回の公募を行っておりまして、公募を締め切ってから審査等もございまして、大体1カ月半ほどかかっております。そういうことがございまして、大体1月の中旬ごろということで決定になるということでございます。時期的に年末年始にかけてしまうので、大変事業者の方たちには御心配かけるところもございまして、いずれ申請された中身の精査ということもございまして、それから県の審査、それから国の審査という段階を経るものでございますので、そういったことで1カ月半ほどかかるということで御理解いただきたいと思っております。

配分については先ほど申し上げたとおりでございまして、1月の締め切り段階で必要に応じて国に対して要望してまいりたいと思っておりますし、応募の状況で、ある程度動きもわかってくるかと思っておりますので、ぎりぎりになって駆け込むということがないように、国のほうにも今こういう状況ですということは随時伝えながら、予算確保をお願いしていきたいと思っております。

○斉藤信委員 1カ月半かかるという話ですが、私はこの間第4次までやってきているから、かなりなれてきてスピードアップできるのだと思います、最初のときと違って。そして、申請する方々も、もう2度3度申請している方々ですから、皆さんもちゃんとアドバイスして、それなりの充実した計画が出ているのだと思います。だから、やっぱり今まで1カ月半だからという発想ではなく、それを待っている事業者の立場、思いに立って、ぜひこれはスピードアップして前倒をしていただきたい。

そして、後半部分の申請状況がわかれば示していただきたい。私は本当に後半部分も含

めて、県が先手をとって対応することが今の時点では必要だと。この間の9月議会で県が国に先駆けて予算化したと。私はなかなかだと、こういうことをどんどんやるべきだと。なかなかそういうところは立派です。そういう意味で、しかし、第5次は手おくれたということがないように、先手をとってやっていただきたい。

それで、これは改善の問題なのですが、実はここで改善を求めているのは、四つの条件が厳し過ぎるのです。報告の中でも紹介されましたが、グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしているとか、事業規模や雇用規模が大きとか、経済的、社会的基幹となる産業を担うグループとか、地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能とか。そうすると、やっぱり客観的には小規模零細は対象にならないということになってしまうのです。だから小規模な人たちもグループのつくり方次第では対象になり得るというような、そういう改善は必要なのではないかと思いますが、いかがかと。小規模零細もグループをつくれれば可能になると。

あともう一つ、商業関係が4番目で対象になっているのですが、新聞報道では、商業グループは4グループぐらいしか決まっていけないのではないかという報道もありますが、実態はどうでしょうか。水産関係は、かなり重視して採択されてきたということですが、今まで51グループの主な内訳、これはどうなっているのか。商業グループ、水産加工関係、その他。

あと、先ほど大企業のものがありましたけれども、私は基本的にはこれは中小企業対策だと思うのですよ。751社の中で、いわゆる大企業というのがどのぐらいあるのか、わかれば示していただきたい。

○松川経営支援課総括課長 まず、後半の申請状況、まさに今後半の公募を行っているところですが、前回第4次の公募で不採択になったグループで、また申請したいというグループ、前半ではなくて後半に出したいという方もいらっしゃいました。ということで、やはり後半のほうにも申請が出てくるものと、件数が出てくるものと推測はしております。ただ、現時点ではまだ申請は受け付けておりませんので、出ておりませんので、予測でございます。

それから、グループ補助金について小規模事業者を対象にということでございますけれども、グループの実態ということで申し上げます。51グループのうち、製造業が32グループです。そのうち水産加工業が16グループになっております。ちょっと大きく申し上げます。それから建設業が4グループ、小売業が5グループ、サービス業——宿泊とか旅館業という方たちもいらっしゃいますので、サービス業の方たちが10グループということで、51グループの構成になっています。やはり製造業の方たちが多かったのかなというふうに感じました。

それから、大企業がどれほどかということで申し上げますけれども、751社中、いわゆる大企業というところにつきましては、17社でございます。このうち補助金を実際に受けたというのが9社でございます、それ以外といいますか、引き算をすると734社ござい

ますけれども、中小企業が大半ということでございます。

○**齊藤信委員** よく実態はわかりました。私は、岩渕委員の質問を否定しているわけではありません。やっぱり岩手県の経済、雇用に大きな役割を果たしている大企業はありますから否定するわけではないけれども、やっぱり枠が決められている中で、力の弱い中小企業という、実態はそういうふうになっていますので、やっぱり問題は枠だと思います。第4次は、43グループ申請して、21なのです、決定されたのは。ここだけで22グループ漏れているわけですから、今はまだ12グループですよ、半分程度しか申請していないと。恐らく第4次に申請した人たちは基本的に申請をして、さらにプラスになってくると思いますので、そうすると今申請されている75億円規模になるのではないかと、そこらの見通しを早く立てて、ぜひ県の対応を進めていただきたい。

あと最後ですけれども、4番目の被災した中小零細業者の救済のための新たな支援策と。これは大事なことなのですけれども、グループ補助とのかかわりはあるのですけれども、グループ補助が中小零細までもっと申請しやすくなればと思いますが、現状はそうっていないのも事実ですから。そういう中で、中小零細業者の方々に対するグループ補助並みの支援策が必要ではないのかなと思います。県の説明では融資の状況が報告されましたが、融資は内陸部がほとんどを占めているのです。恐らく被災地は借金しても返せない、被災地はそんな雰囲気なのではないのかなという感じがしました。それだけに融資ではない、具体的な支援策を考えていただきたいと。いかがでしょうか。

○**松川経営支援課総括課長** 補助金のメニューがいろいろたくさんありますので、なかなか融資というものがちょっとあれですけれども、やはりごらんとおり、東日本大震災復興資金というのは、昨年6月15日から始まっておりまして、いわば1年ちょっとたったところで既に4,000件近くでしょうか、平成23年度、24年度合わせて、4,000件ぐらい使われているということでございますので、非常に使い勝手がいいといたしますか、低利でもございますし、使い勝手のいい制度だと思っております。

こういった融資制度を十分に活用していただくということで、しかも直接被災者については、県が保証料の補給もやっておりますので、活用していただきたいと思います。それから、さんりく基金、それから設備貸与、こういったものをいろいろ組み合わせることで、すぐ手元にその資金がなくても復旧できるということもございますので、いずれいろんな制度を活用していただくことをこれからも啓発しながら、利用促進をしてまいりたいと考えております。

○**熊谷泉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「一部採択」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

本請願については、項目ごとに意見が異なりますので、項目ごとに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

まず、本請願の中で請願項目の1、3及び4を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1、3及び4は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立全員であります。よって、請願項目の2は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定いたしました本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求める項目がありますが、グループ補助金に関する意見書については、ことしの6月定例会ではグループ補助金の期間延長と拡充を求める意見書を会派共同提案で発議し、またさきの9月定例会では、グループ補助金の期間延長と拡充の内容を含んだ意見書を当委員会で発議し、議決されているところであります。ついては、本請願に基づく意見書を今定例会に委員会発議とすることについて御意見を伺いたいと思います。御意見はございませんか。

○斉藤信委員 いいのではないの、請願が採択されたのだから、またやったらいいのではないか。

○熊谷泉委員長 それでは、本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付をさせます。

〔意見書案配付〕

○熊谷泉委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんになったと思いますが、これについて御意見はありませんか。

○岩淵誠委員 2のところですけども、確かに今までもこういう同じ文言で出ていますが、先ほど質疑で申し上げたとおり、採択要件の緩和という部分があるのですが、

そのほかに何かいわゆる地場の企業の復活のためにといたしますか、ちょっと特出しみたいな形をお願いできないかなということと、採択要件はあれなのですが、運用の部分についてもかなり弾力的な運用等のところの文言がどこかに入ったほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

○斉藤信委員 岩渕委員の意見は文言の中に入っていると見てもいいのではないかな。

○岩渕誠委員 いいといえばいいのだけれども。

○斉藤信委員 入れるとすれば、前文のほうに、項目でなく前文のほうにさ。

○岩渕誠委員 項目のところに出てこないという意味がないのですが、諸般の事情があるから、よしとしましょう。

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任を願います。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○福井せいじ委員 何点かお聞きしますが、まず最初に、今、当局が取り組んでおります国際科学技術研究拠点についてお聞きします。三陸において、新たに海洋資源の開発を目的とした研究拠点を誘致しようという取り組みが行われていますが、その現況と課題についてお聞かせください。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 拠点の主な取り組みになります、いわゆる日本版EMEC、ヨーロッパ海洋エネルギーセンターといった国内外からの研究者、あるいは事業者が海に、研究あるいは事業化のために装置を置いて地域の振興を図る、産業振興を図るといった取り組みを岩手で取り組みたいという形で対応を今進めているところですが、国のほうからは今年度中、早ければことしじゅうと言われているのですが、今の状況ですと、年が明けるのではないかとされていますが、国内の公募を行うということで、いずれ年度内にその条件設定を示した公募を始めるということで伺っておりますので、それに向けた対応ということで、現在では、まずポテンシャルそのものが実測されているかどうか、それから地元の協力が得られるか等々、そういった要件が求められるのではないかとされています。現在三陸沖における波力と風力の実測調査をしております、実際釜石沖になりますが、測定のコブイを浮かべて実際に波力の調査等を行っております。宮古、久慈周辺も、随時そのデータを生かす形で、コブイを今月中には設置して、三陸海域のポテンシャル調査をしようということで進めています。

それから、地元の理解のほうですが、11月3日に海洋観測のシンポジウムを釜石で開く

など、地元の御理解が得られるような説明、あるいは理解醸成を進めているということがあります。本県の特徴とすれば、実際EMECと情報交換をさせていただいておまして、EMEC自体も岩手のプロジェクトについてはさまざま御支援を申し上げたい、応援をするというような声もいただいておりますので、岩手の資源を生かし、また周りからも応援していただくような形で、この日本版EMECの誘致に向けて頑張っていきたいと思えます。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。今の御説明の中で、また何点かお聞きしたいのですけれども、公募をされるということで、国内での競合する候補地がどういうところになっているのかというのが一つ。

それから、先ほどポテンシャルそのものが実測されるかどうかということなのですから、その可能性というのをもし今捉えているのであればお聞かせいただきたいというのが2点目。

それから、この施設を誘致することによって、我々岩手県に対してどのような波及効果があるのか。

その3点についてお聞かせいただきたいと思えます。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 まず、手を挙げそうな県ではありますが、正式に表明しているのは、聞き及んでいるところは静岡県、佐賀県、長崎県、それから青森県といったところが正式に手を挙げそうだという話を聞いておりますが、それ以外にも福井県ですとか、東京都の神津島ですとか、さまざま候補地がありまして、いろんなところで検討を進めているところで、競争はかなり激しくなるのではないかと予想されます。

それから、ポテンシャルそのものなのですが、今、実際に先行的に釜石沖で測定している部分で、実際にそこで測定されたデータと、湾のほうに近づくリアス式海岸ですので、いろいろ潮の流れが変わって波力がどうなるかといったシミュレーションを行っていますが、ポテンシャルとしてはありそうだというような情報も聞いているところです。

課題とすれば、やはり漁業者の皆さんとさまざま調整をさせていただいていますが、県漁連初め全県的な組織あるいは単協と話をさせていただいていますが、魚への影響というのはどうなのだということがやはり課題になっておまして、その辺のところは文献を集める、あるいはほかでやっている部分ではこういう形になっていますといったような情報をオープンにする形で、漁業者の皆さんの御理解をいただきながら設置するところが課題であり、また必要な部分かなと思っております。

波及効果につきましては、例えばEMEC等々では、200人から300人は直接的な雇用の効果があるうえに、地域そのものに多くの方々実際に交流される、研究で滞在される等々、我々とすれば本当にざっくりではあるのですけれども、億というオーダーで地域には経済効果が毎年あるのだらうと、本当に試しの計算であります、そのように考えているところです。

○斉藤信委員 二つまとめてお聞きします。

一つは雇用問題、雇用対策。年末、そして、年度末を迎えて雇用も大変深刻で、一般質問の議論を聞きますと、量的または質的なミスマッチが生じていると。実態はどうなっているのか。

それと、広域延長給付の受給者 4,376 人が、これは延長措置が終了しましたけれども、この就職状況はどうなっているのか。この間、ずっと 3 割台、3 割そこそこぐらいの就職率になっていますけれども、この対策はどうなっているのか。7 割近くが切れた段階で就職できないと、かなり深刻なのですね。その対策はどうなって、この間どういうところまで改善をされているのか示していただきたい。

あと事業復興型、これはどこまで改善され適用されているか。

それと基金事業で、今年度はどういう雇用確保の状況になっているか、これが雇用の問題。

あと中小企業対策で、これも本会議でも答弁がありましたけれども、仮設事業者の調査をやったということがありました。一つは、仮設事業者の実態と要望、アンケートの中でどういうふうに示されているか。

それと、仮設店舗は現段階で区画数、店舗数でどのぐらい整備をされているのか。そしてやっぱり 2 年後、そして 3 年後になるか、本設への要望というのも大変切実な課題になって、2 年後、3 年後本格的に再建しようと思ったら補助制度がなかったということが一番心配されることなのです。そこに、やっぱりきちっと答えを出していくというか、展望を示していくことが必要ではないかと思います。

また、仮設店舗、特に仮設商店街を回ってみて、集積した力が大いに力を発揮しているのですよね。分散型ではなくて仮設店舗が集積して知恵も出た、情報も交流される、そういう中で、本設のときにもまとまって商店街を構成したいという要望も出ていますので、どういうふうに応えていくのか、このことをお聞きしたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず第 1 点目の雇用における量的、質的ミスマッチの実態でございますけれども、量的なミスマッチとしましては、一部業種によって求人は出ているけれども、求職者の数がそれを大きく下回っている、あるいは若干下回っているということで、職場はあるのだけれども、働き手がなかなか集まらないというミスマッチがございます。これにつきましては、例えば、職種とすれば専門的、技術的職種であるとか、サービス業では保安、これらの職種で求人のほうが上回っているという傾向が見られますし、反面、事務的職種については、求職者は多いけれども、求人はそれよりずっと少ないという、そこがうまくつり合わないという面がございます。

質的なミスマッチとしましては、これは一つには資格、経験を求められている業種があって、そういうところは、求人は出ているけれども、なかなか応募しようにも応募できないという性格のものもありますし、あるいは、いわゆる希望、求人における条件と求職者の希望とか、仕事を探している人が働ける条件、時間的な制約とか距離的な制約がございますので、そういったところがうまく合わないという部分がございます、このあたりは

特に沿岸地区でも問題になっていましたけれども、水産加工業において一定程度の求人もごございますし、求職者もいらっしゃいますけれども、その割には就職件数が少ないということから、多分そこは条件のずれが見られるのだろうと推測しております。

こういったところにつきましては、いずれ丁寧にそれぞれの求職者の条件なり希望を聞きながら、相談に対応して仕事のあっせん、相談に応じるとか紹介をするというところはハローワークでもやっておりますし、県でもジョブカフェ等を通じて、そういった対応をしております。

雇用保険の延長給付でございますけれども、一般質問の中でもございましたけれども、指定期間開始から終了までの期間で、全部で本県では4,376人の広域延長給付の受給者がございました。そのうちの、これは10月末現在ですけれども、就職者の割合は33%余となっております。毎月少しずつ下がってきていたのですけれども、最終的には若干上がって、それでも33%という状況でございます。支給が終了した方の中には、2割弱ですけれども、求職活動をおやめになって、今は様子見をなさっている方もございますけれども、それ以外の中で33%の就職率ということで、そこに対する対策といたしましては、県のほうでも沿岸部で例年より回数をふやして就職面接会もやっておりますし、あとはハローワークのほうでも個別に特定の業種でありますとか、求人の多い会社とかを選定して、余り大がかりではない形ででも、ミニ面接会等を開催するなどして、一気にとはまいりませんが、少しずつ就職者をふやすという対策をとっているところでございます。その辺の対応につきましては、引き続き継続してまいりますし、あとはもちろん経験、資格をふやすという意味では、職業訓練というところについても特別対策をやっているということで、そういった対応も継続してやっているところでございます。

三つ目の質問で事業復興型でございますけれども、11月末で、平成23年度分からトータルしまして646事業所、2,673人分に対する支援状況となっております。当初なかなか活用されませんでしたけれども、9月以降、毎月500人以上の助成対象者の申請を受けておりまして、9月は550人、10月は620人、11月も590人ということで、かねてより一生懸命説明し、事業者への制度の普及を図ってまいった効果は、9月以降出ているものと考えております。

最後に、雇用対策基金の状況でございます。雇用対策基金につきましては、今年度、10月末の数字でございますけれども、これまでの取り組みで、県、市町村合わせて185億円について事業化し、新規雇用者数は7,159人という状況でございます。

なお、今後も引き続きこの対応については継続して、県におきましても年明け以降にも新たに募集をかけるものも一部ございますし、当然市町村についても、時期のずれはありますけれども、いろいろあるだろうと考えております。以上です。

○松川経営支援課総括課長 仮設店舗の状況についてお答えいたします。

まず、調査による実態ということでございますけれども、これは岩手県産業復興相談センターが調査したものでございまして、454事業者を調査したものであるということでお聞きし

ております。事業の継続についての希望が92%ということで、ほとんどの方たちが事業を継続したいと考えてございます。さらに本格復旧したいという方たちが8割ということでございますので、やはり仮設に入っている方たちも早く事業を復旧させ、そして、本設に移行したいという御希望が強いと理解しております。

それから、仮設店舗の整備の状況でございますけれども、中小企業基盤整備機構に申し入れをしてエントリーをしてもらうわけですが、そこで市町村で具体的に機構と契約を行って事業開始ということになるのですが、その事業開始の区画数で申し上げますと1,654区画になっております。

それから、集積していくということでの力というお話がございましたけれども、実は仮設で始められた方、あるいはテントで始められたような方たちも協同組合をつくる動きが出てきております。宮古市の田老地区、それから大船渡市、屋台村と言っておりますけれども、あるいはおおふなと夢商店街、それから山田町の商店街ということで、現在四つの組合ができております。この後も新しくグループ化すると、新しく組合をつくるという動きも聞いておりますので、いずれそういった仮設にありながらも協同化していくということが本設に向けての力になっていくと思っております。

国におきましても、これもまた概算要求の段階ではございますけれども、被災地域商業復興支援事業という商業機能の回復を、必要な地域で施設整備をする場合の補助というものが検討されているということでございますので、グループ補助金もございまして、こういったものも国のほうで検討を始めたということでございますから、そういった有利な制度を活用していただきながら、本格復旧に取り組んでいただけるようにと考えております。

○齊藤信委員 これですべて終わりますが、雇用の問題では、雇用保険が切れた4,376人のうち、再就職したのが1,208人なのです。なぜ33%しか再就職に至らないのかというのを立ち入って調査して、具体的な打開の方向を考えるべきではないのかと、これが一つ。

基金事業は7,159人ということで、かなりの規模です。やはり復興事業関連できめ細かな隙間のような仕事がたくさんあると思うので、これは本当に1年、2年、3年ぐらい必要だと思いますけれども、しかしこれはいつまでも続くものではないのです、基金事業というのは。だから、こういう7,000人規模の人たちが被災地で、さらに定職に就いていくという展望を持って雇用対策に取り組むべきではないかと。

あと仮設店舗の問題では、今は一定程度復興需要があると。阪神の商店街の人たちは、せめて2年だと。だから2年間どうもちこたえて、そして本設に移行する資金といいますか、力を蓄えるか。ここで消耗してしまったら終わりなので。私はやっぱりそういう意味では、2年、3年というところの仮設店舗の状況をよく見て、うまくいっているところと、そうでないところ、分散型のところもありますので、実態をつかんで、ぜひきめ細かな対応をしていただきたい。

そして、今来年度の概算要求の話もありました。やっぱり本設に向かうことを見通した支援策を、県としても、また国に対しても、具体的に要望していくことが必要ではないの

かと思いますので、その点をお聞きしたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、第1点目の雇用保険広域延長給付の未就職者への対応でございますけれども、これまでも何回かやっておりましたが、12月に再度沿岸地区ハローワークで求職者に対するアンケート調査をする予定にしております。その中で広域延長給付を受けてこられた方々もいらっしゃると思いますので、そのアンケート等を通じて現地の求職者の声を聞いて対応を考えてまいりたいと思います。

2点目の雇用基金でございますけれども、御指摘のとおり、求人倍率が上がってきたと
はいうものの、まだまだミスマッチや職種の問題もございますので、その継続は必要だと
考えております。さきの補正予算でも追加配分も来ておりますし、今後の定職への移行を、
求人が活発な状況ですので、この機会を逃さないように定職への、民間企業への移行を図
りながら、つなぎ的な短期の緊急雇用を引き続き創出しながら対応してまいりたいと考
えております。

○松川経営支援課総括課長 本設に向けての資金ということでございますけれども、まず
国、県、それぞれ補助制度がございますので、そういうものも利用していただくというこ
とがあらうかと思います。

それから、先ほど岩手産業復興機構、岩手県産業復興相談センターでの調査ということ
を申し上げたわけですが、本設に移行するに当たって資金を借りるということで、
いわば二重債務になっていくということが懸念されるわけです。そういうことで、今は仮
設に入っていて資金を借りる必要がないけれども、本設に移行した場合には、そういった
新たな資金によって二重債務になるというようなお話もあったということでございます。
そういった中では、債権の買い取りということも必要になってくる、あるいはリスケとか、
そういった債権の管理の仕方ということも出てくると思っておりますので、そういったことも総
合的に支援できるようにしていきたいと思っております。

それから、きめ細かな対応ということでございますけれども、今仮設に入っておられる
方について、全部とはいきませんが、専門家を派遣して経営力をアップするという
ような取り組みもしております。やはり専門家の方から接遇の仕方、店舗のレイアウトの
仕方、販売の促進のためにちょっとしたアドバイスでも売り上げが伸びたという話もござ
いますので、そういった専門家、アドバイザーを派遣しながら、仮設でも、できるだけ売
り上げを伸ばしていけるというような対応を支援していきたいと思っております。いずれ
本設に向けていろんな制度が必要になってきているということで、先ほど御紹介したよう
な制度も実現するように国のほうに働きかけながら、2年後、3年後になると思いますが、
そういった時期にも本設に移行できるように支援していきたいと考えております。

○斉藤信委員 今、二重ローンの話が出たので、改めて現段階で岩手産業復興機構、東日
本大震災事業者再生支援機構、この二重債務の債権買い取りの状況はどうなっているか、
今後改善の見通しはどうかと。私は被災した事業者、規模等を比べると、まだまだだ、
これからだと思うけれども、あと1年ぐらいで終わってしまうのかという話もあるけれど

も、私はこれからだと思うのです。そこらの見通しも含めて示していただきたい。

あと、つい最近水産加工会社の実態がテレビに出ました。山田町の水産加工会社でしたけれども、事業は再開したのだけれども、40者あった取引先、20者しか戻らないという話なのです。なぜかという、前の取引先が、もう箱に印刷してしまっていると、それを結局新しくまた戻せば、それを変えなければだめだというので、なかなか取引先が100%戻らない、5割程度にとどまっていると。水産加工は、大体7割ぐらい再建はしているのだけれども、私たちが久慈市へ行ったときにも、あの時点でも3割とか5割とかでしたね。そこでぶつかっている具体的な課題に対する具体的な支援というか、援助というのでも必要なのではないか、この二つを聞いて、本当に終わります。

○松川経営支援課総括課長 岩手県産業復興相談センターのほうでの債権買い取りの状況でございます。岩手産業復興機構としての買い取りでございますけれども、買い取り件数が11月末現在で31件でございます。長期返済猶予が24件、それから新規融資が15件ということで、支援としては計70件ということでございます。

一方、東日本大震災事業者再生支援機構のほうですが、県内の事業所の支援状況としては、11月末ですけれども、27件となっております。委員おっしゃるとおり、実際には、先ほど仮設のお話でも申し上げたとおり、これから実際に本設に移行する中で、二重ローンになるという可能性もございますので、今後さらに相談なりがふえていくと考えております。

今、岩手産業復興相談センターの設置期間も、そういったことで事業を継続してほしいということで国に要望しているところでございます。

○宇部産業経済交流課総括課長 水産加工業の関係でございますけれども、経営者の方々が非常に困っていらっしゃるという状況がございます。そこで、県としましては、そういった被災地の加工業の課題を企業とともに解決していくような体制をつくらうということで、企業の経営者4名を食産業復興支援コーディネーターに委嘱をしております、その方々と議論しながら、被災者の状況を踏まえ、いろんな助言、指導を行っていかうと考えております。

それから、販路がなくなってしまった方々も結構多いのでありますが、バイヤーとかお店向けには、やはり商品力を高めていく、魅力を持ったものとして新たにプッシュしていかないとまずいのではないかとございますので、県としても三陸復興商品力向上プロジェクトチームというものを立ち上げております。これは、県のアドバイザーと、それから岩手県産株式会社と、地方独立行政法人岩手県工業技術センターと3者で構成しておりますが、デザインとか、それから商品の中身とか、いろんなもの、そういった経営者の方々の課題を踏まえて商品力を向上するための提案をそこでやっていかうと思っております、そういった形で商品のつくりから販路開拓まで支援していかうと思っております。

○小泉光男委員 手短に3点お伺いします。

今齊藤委員も話されたのですが、私は、雇用対策の量的、質的なミスマッチではなくて、県北の求人倍率が4月から6月までは0.6ということで、県平均が1を超えているのにひどいという部分で決算特別委員会でも質問いたしました。その後7月、8月、9月とさらに半年追って見ても、相変わらず0.66とかということで周回おくれということでございます。そういった中で、県はどういったようなかわりをしてきたか、あるいは二戸地区の状況を見て、今後どのようにかわっていくのかという部分をお聞きしたいのが1点。

2点目は、11月の下旬に山古志、小千谷地区に行って、8年前の新潟県中越地震の復興状況を確認したのですが、そのとき山古志あるいは小千谷で、闘牛の振興会の会長と話をし、山形村で闘牛を預かって、見てもらいました。今まで観光の振興、あるいは伝統ある闘牛、東日本ではここと平庭だけしかないのに、県としてどういったような力を入れてきたのか、あるいは今後力を入れて、この伝統ある闘牛を守っていこうとしているのかを担当者からお聞きしたい。

三つ目は、11月29日に商工労働観光部でプレスリリースをしておりますね、県単融資制度、中小企業経営安定資金の創設についてというのと、それから年末商工金融110番の設置についてということですので、これの利用状況といましようか、問い合わせ状況についてどうなっているかをお聞きして終わります。お願いします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 県北、二戸公共職業安定所管内の求人状況、確かに0.6台という数値が続いております。ひとところに比べればかなりよくなってきたとはいえ、県全体の0.8倍という中で、依然低い状況が続いております。県としましては、雇用基金による雇用創出も一つの方法でございますけれども、そのほかに企業誘致でありますとか、あとは、農林水産業振興による雇用創出、産業振興施策による雇用創出ということで、何とか働く場をふやすということで努力しております。もう一つは、そのマッチング、求職者を求人にかかろうとつなげるかというところで支援しているという状況でございます。

○戸館観光課総括課長 平庭の闘牛を観光資源とするという趣旨の御質問でございますけれども、県北地域、沿岸地域の観光振興に向けて、これは9月補正でも措置しております。その中で、特に県北・沿岸部でありますと、あまちゃんの放映を機にした、それを契機とした観光振興ということを考えているわけでありましてけれども、その中で具体的にいろんな旅行商品の造成だとか、それに向けた取り組みがありますので、地元の意向も踏まえて、よく話をお聞きしながら、そういった商品造成の中に取り込むかどうか、その辺については今後検討、準備を進めていきたいと思っております。

○松川経営支援課総括課長 県単融資制度の関係でございます。中小企業経営安定資金の中に、経営力強化対策という枠を設けまして、これで12月1日からスタートしておりますけれども、中小企業金融円滑化法が来年の3月で期限切れということで、そういった中で中小企業の皆さんの経営が立ちいかなることがないようにということで、資金の円滑な供給をするために設けたものでございます。

年末110番、これも12月3日からスタートしておりますけれども、現在問い合わせは4

件でございます。この中に、先ほどの新しくできた融資制度はどんなものかというようなお問い合わせがございます。あとは資金繰りの関係のお問い合わせでございますので、金融機関に御相談するなど、そういった相談対応をしているということでございます。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労様でした。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第7号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第5号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費及び第3条第3表債務負担行為補正中、1、追加中、4、5、議案第25号岩手県立図書館（維持管理業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第26号岩手県立図書館（運營業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて並びに議案第27号岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上4件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋教育次長兼教育企画室長 私からは、教育委員会所管の議案第7号の予算議案について御説明申し上げ、議案第25号から議案第27号までの公の施設の指定管理者の指定関連議案3件につきましては、後ほど担当の総括課長から御説明申し上げます。

まず、議案第7号の平成24年度一般会計補正予算（第5号）についてであります。議案（その2）の7ページをごらん願います。第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、10款教育費の5項特別支援学校費の2,512万円余を増額しようとするものでございます。その内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の23ページをお開き願います。

10款教育費、5項特別支援学校費、1目特別支援学校費の施設整備費は、県立釜石祥雲支援学校に係るものでございます。現在、県立釜石祥雲支援学校の高等部につきましては、国立病院機構釜石病院の空き病棟を借用して設置しておりますが、同病院の大規模改修工事の実施に伴い、県立釜石高等学校に移転、併設を予定しているところでございまして、今般の国の経済対策に対応し、釜石高等学校敷地内での支援学校高等部の実習室の整備を先行して実施することとし、これに要する経費を増額しようとするものでございます。

次に、債務負担行為について申し上げます。恐れ入りますが、議案（その2）に戻っていただきまして、10ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加の表

中、教育委員会の所管分は、後ほど御説明いたします公の施設の指定管理者の指定に関連して、期間及び限度額をそれぞれ定めて追加しようとするものでございます。

まず、4の陸中海岸青少年の家管理運営業務につきましては、平成24年度から平成25年度までの期間、限度額は3,200万円、また5の図書館運営業務につきましては、平成24年度から平成27年度までの期間、限度額は4億8,900万円としようとするものでございます。なお、2の政策地域部所管の岩手県民情報交流センター管理運営業務に係る債務負担行為、平成24年度から平成27年度までの期間、限度額15億7,049万円余には、県立図書館の維持管理業務分も含まれておりますので、御了承をお願いいたします。

予算関係の説明は以上でございますが、引き続き公の施設の指定管理者の指定関係について、担当の総括課長から御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○西村生涯学習文化課総括課長 教育委員会関係の指定管理者の指定に関する議案のうち、生涯学習文化課所管分について御説明いたします。

初めに、議案第25号岩手県立図書館（維持管理業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明いたします。議案（その3）の48ページをお開き願います。

提案の趣旨、指定管理者の候補者の選定の経緯を含めまして、便宜お手元に配付しております資料、岩手県立図書館（維持管理業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、3ページのものでございますが、これによって御説明したいと思っております。お手元に配付しております追加の資料によって御説明をしたいと思っております。

岩手県立図書館は、県民活動交流センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センターとともに岩手県民情報交流センター、愛称アイーナでございますが、このアイーナ内に設置された公の施設であり、その管理運営はアイーナ全体の指定管理に含まれております。

今回の指定管理者選定に当たっては、前々回、平成21年度から23年度でございますが、前々回の指定管理者選定時に応募者が1グループのみであったことを踏まえ、競争性を確保し、アイーナの管理運営の業務内容や指定管理料等について、よりよい提案内容になるよう、これまでの指定管理者業務、図書館を含む建物の維持管理業務、維持管理等プラス図書館の運営業務でございますが、これまでの指定管理業務の枠組みから図書館運営業務を除いて公募を実施したものでございます。図書館の維持管理業務は、これまでどおり建物と一体のものとして公募したものであり、これに係る選定事務は政策地域部が実施しております。このため、除いた図書館運営業務につきましては、別途教育委員会において指定管理者を選定し、議案を提出するものであります。

なお、指定管理者の指定についての議会の議決は、公の施設ごとに必要であることから、議案をそれぞれ提案しているものであります。

初めに、1の提案の趣旨であります。岩手県立図書館は平成25年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、図書館の維持管理業務に係る次期に指定管理者を選定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもので

あります。

次に、2の指定管理者の候補者選定の経緯であります。 (1)の指定管理者選定・評価委員会の概要について、平成24年4月に有識者による岩手県民情報交流センター(アイーナ)指定管理者選定・評価委員会を設置したものであります。選定・評価委員会は、委員長である公立大学法人岩手県立大学の吉野教授のほか6名で構成され、平成24年5月24日の第1回委員会以降、全2回の委員会を開催し、指定管理者の選定などについて協議を行い、指定管理者の候補者を選定したものであります。

次に、(2)の募集期間についてであります。平成24年6月18日に県公式ホームページなどを通じて募集要項の配布を開始し、8月20日から8月31日までの間を申請の受付期間としたものであります。この結果、(3)の申請団体数にありますとおり、3グループから応募があったものであります。

なお、申請団体の状況につきましては3ページ目の別紙1のとおり、株式会社NTTファシリティーズを代表とする結(ゆい)グループ、三菱電機ビルテクノサービス株式会社を代表とするMJ共同事業体、株式会社よしもとデベロップメントを代表とするよしもとグループから申請があったものであります。

次に、2ページ目にお戻りいただきまして、(4)の選定方法についてであります。第1次審査として、書類による資格審査を行い、全ての応募者グループが募集資格を満たしていることを確認し、その後、平成24年10月31日に応募者の提案する運営維持管理業務などの内容についてプレゼンテーション審査を行ったものであります。

次に、(5)の審査結果についてであります。審査は指定管理者選定・評価委員会において、①アイーナの管理の考え方・体制に関する事項、②運営業務に関する事項、③維持管理業務に関する事項、④事業遂行の安定性に関する事項、⑤その他提案内容に関する事項、⑥提案価格に関する事項ごとに各委員が採点を行い、その評価点を総合して、応募があった3グループのうちから株式会社NTTファシリティーズを代表とするグループを指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、審査結果につきましては、3ページ目の別紙2のとおり、運営業務や維持管理業務に関する事項などの提案価格以外の審査項目については、700点満点中の504.57点であり、提案価格に関する事項については、300点満点中の300点となっており、合計では1,000点満点中の804.57点となったものであります。

次に、2ページ目にお戻りいただきまして、3の指定する指定管理者の概要についてであります。まず(1)の指定管理者の名称、住所等について、指定する指定管理者はグループ全体の統括を担う株式会社NTTファシリティーズ、運営業務全体を担う株式会社東北博報堂、保守管理業務を担う鹿島建物総合管理株式会社、清掃警備業務を担う岩手県ビル管理事業協同組合の4社によるグループであります。

次に、(2)の指定期間についてであります。平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間とするものであります。

次に、(3)の指定の理由についてであります。当グループの提案を審査、検討いたしました結果、県民の平等な利用を確保し、施設の効用を最大限に発揮した県民への質の高いサービスの提供が期待できるとともに、計画に基づいた管理を安定して行う物的、人的能力を有していると認められたことによるものであります。

次に、議案第26号岩手県立図書館（運營業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明いたします。議案（その3）の49ページをお開き願います。

提案の趣旨、指定管理者の候補者の選定の経緯を含めまして、便宜お手元に配付しております資料、岩手県立図書館（運營業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、全2ページの資料でございますが、この資料によって御説明いたします。

初めに、1の提案の趣旨であります。先ほども御説明したとおり、これまでの指定管理者業務の枠組みから除かれた岩手県立図書館（運營業務）の次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者の候補者選定の経緯であります。まず、(1)の選定委員会の概要について、平成24年6月21日に外部委員5名で構成する教育委員会所管文化・社会教育施設指定管理者選定委員会を設置しております。選定委員は、社会教育分野、学識経験者、民間分野、財務分野、図書館分野の方々に構成され、文化、社会教育施設に関連する専門家を選考しております。

選考委員会は、6月21日、8月23日、9月21日の3回開催しており、指定管理者の募集要項及び選定基準の作成、書類審査、面接審査を行い、指定管理者の候補者を選定したものであります。

次に、(2)募集期間についてであります。平成24年7月6日に県公式ホームページなどを通じて募集要項の配布を開始し、7月9日から8月9日までの間を申請の受付期間としたものであります。この結果、(3)の申請団体数にありますとおり、1団体から応募があったものであります。

次に、(4)の選定方法についてであります。第1次審査として、8月23日に申請書及び関係書類による資格審査を行い、申請団体が募集資格を満たしていることを確認し、その後、第2次審査として9月21日に申請団体が提案する運營業務などの内容についてプレゼンテーション審査を行ったものであります。

次に、(5)の審査結果についてであります。審査は四つの大きな選定基準である①県民の平等な利用の確保、②効果的・効率的な管理計画、③管理を適正かつ確実に実施する能力、④その他ごとに各選定委員が採点を行い、その評価点を総合して、応募があった株式会社図書館流通センターを指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、審査結果につきましては、2ページ目の2、審査結果一覧のとおり、合計では500点満点中の454点となったものであります。

次に、1ページ目にお戻りいただきまして、3の指定する指定管理者の概要についてであります。まず、(1)の指定管理者の名称について、指定する指定管理者は、株式会社

図書館流通センター。次に、(2)の団体住所については、東京都文京区大塚三丁目4番7号。次に、(3)の指定管理期間についてであります。平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間とするものであります。

次に、(4)の指定の理由についてであります。当該団体の提案を審査しました結果、現行の管理受託者としての6年間の実績のもと、職員が高い意欲を持って仕事に取り組んでおり、またその研修制度も充実していること、利用促進やサービスの向上に積極的に努めていること、自主事業等が充実していることなど、真摯で安定した実績があり、今後も適切な運営が期待できるためと認められたことによるものであります。

次に、議案第27号岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明いたします。議案(その3)の50ページをお開き願います。

提案の趣旨、指定する指定管理者の概要を含めまして、便宜お手元に配付しております資料、岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてによって御説明いたします。

初めに、1の提案の趣旨であります。平成25年4月1日からの次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定する指定管理者の概要についてであります。まず、(1)の施設の名称は、岩手県立陸中海岸青少年の家。次に、(2)の指定管理者について、指定する指定管理者は、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団。次に、(3)の指定の期間についてであります。平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間とするものであります。

次に、3の施設の概要についてであります。まず、(1)の目的について、団体宿泊訓練等を通じて健全な青少年の育成を図ることを目的とした社会教育施設であります。次に、(2)の所在地についてであります。下閉伊郡山田町船越2の42。次に、(3)の指定管理の状況についてであります。ア、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、現在第3期目となっております。イ、第1期から現在まで、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団が指定管理者として管理運営を行っております。次に、(4)の施設の現状についてであります。平成23年度から山田町立船越小学校、児童約150人が研修室等施設の一部を仮校舎として利用している状況にあります。

次に、4の平成25年度以降の指定管理者の選定について御説明いたします。まず、(1)の現在の指定管理者を非公募で指定する理由についてであります。船越小学校は平成26年3月末に新校舎に移転見込みとされており、平成25年度は学校利用と一般利用が併存するという特殊事情の中での管理運営となります。現在の指定管理者は山田町教育委員会の方針を踏まえ、学校利用に積極的に対応していることから、学校から厚い信頼が寄せられていることに加え、学校関係者、児童及び保護者とも強固な信頼関係が構築されており、相互の情報共有による施設利用の調整も極めて良好な状況となっております。仮に公募を行い、現在の指定管理者以外の者が指定管理者となった場合、交代による施設管理の混乱、

利用率や効率化優先の施設運営がなされる懸念などが生じ、船越小学校の児童の安定的学習環境が損なわれるおそれがあることから、現在の状況が続く1年に限り、現指定管理者を指定する必要があると考えているものです。

次に、(2)の指定管理期間を1年間とする理由についてですが、船越小学校においては、平成26年4月から新校舎に移転する予定とされていることから、平成26年度以降については、学校利用と一般利用の併存という特殊事情が解消されるため、改めて公募を行い、次期指定管理者の候補者を選定するための期間を1年とするものです。

次に、5のその他についてであります。選定に当たっては、教育委員会所管文化・社会教育施設指定管理者選定委員会の各委員より妥当との意見を得ているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 まず補正予算のほうで、釜石祥雲支援学校高等部の移転問題について。これは、国立病院機構釜石病院の改築と申しますか、そこにかかわって出ざるを得なかったということでしょうけれども、一つは釜石祥雲支援学校高等部の現状はどうなっているか、どういう生徒が入っているのか、教員の体制がどうなっているのか。

二つ目は、釜石高校の校舎の中に、その高等部を整備すると。釜石高校というのは、統合したのは釜石南高校とあれば釜石北高でしたか。統合して決して余裕のあるところではないのだと思いますけれども。そういうところにこの高等部を移転して充実した支援教育ができるのかというのが2点目。

3点目は、全体として、私はこの間の視察でも感じているのですけれども、特別支援学校の施設は極めて貧困です。定員をオーバーしている実態、教室不足、そういうことを示してほしいのだけれども。特別支援教育の位置づけというか、古くても改築しない、増築もしない、そして、移転を求められれば今あるところにやってしまうと。私は、最も力を入れるべき、教育委員会の姿勢が問われるのが特別支援教育なのではないかと思うのですけれども、そういう状況について、まず示していただきたい。

○佐々木特別支援教育課長 それでは、委員から御質問ありました1点目、高等部の現状についてでございます。

高等部の教育課程と学習の実施状況について御説明をさせていただきます。在籍数は、今年度1年生が7名、2年生が10名、3年生が8名の25名となっております。教育課程は、障がいの程度によって3種類ございます。一つ目は、知的障がいがなく、肢体不自由及び病弱の障がいを有する生徒のための教育課程でございます。二つ目として、知的障がいを有する生徒のための教育課程で、療育や教科をあわせた指導として作業学習を中心に学習している生徒。三つ目として、知的障がいが高く、また、複数の障がいがある生徒のための教育課程、日常生活における個々の課題や障がいにかかわる課題を中心とした学習に取り組んでいる。大きくは、この三つの教育課程の形態がございまして、いずれも教育課

程は違いますけれども、卒業後の社会参加と自立ということに向けまして、充実した教育活動となるよう目指して取り組んでいるところでございます。

それから、高等部の教員についてでございますが、教諭は12名、講師が3名、実習教諭、主任介助員、非常勤介助員が合わせて4名となっております。なお、釜石祥雲支援学校は、副校長2人制でございまして、高等部のほうに担当の副校長が1名配属となっております。

それから、続いて釜石高校のほうにどれほど余裕がある教室といたしますか、スペースがあるかということでございますけれども、現在、釜石高校の中の3階、4階に講義室というスペースがございます。それから、理数科室という課外とかグループ別のときに使われている部屋と聞いております。そういう部屋が合わせて3室ございます。そのほかに科学の部屋というものが4階に用意されているということも聞いております。そういう部屋を有効に特別支援学校のほうで活用していければと思っております。

それから、続きまして高等部の定員オーバーの部分、あるいは教室不足についてでございます。教室不足についてですが、今年度県立特別支援学校、14本分校あるわけですが、教室不足数は全体で75教室ということになっております。その学校では、特別教室を転用しているとか、あるいは教室の間仕切り等を行って指導を行っているというところも聞いております。教室不足の原因としましては、障がい重度化、多様化してきているということから、小中学部であれば6名1学級なのですが、障がいが重いために3名1学級となることから、どうしても特別学級が増加して、教室数も不足してくるという現状でございます。

それから、教室不足の2点目としては、小学校、中学校の入学は通常の学校に入るわけですが、学年進行に伴って、教科中心の学習が進むにつれて厳しい部分も出てまいりますので、特別支援学校のほうに、学年の進行とともに転入学してくるということも二つ目として挙げられると思います。

それから、教室不足の部分では高等部のほうが教室不足が多うございます。それにつきましては、知的障がいを受け入れる高等部の教室不足というのが多うございます。特別支援学校の中学部からの進学だけではなくて、中学校の特別支援学級、あるいは中学校の通常の学級から高等部に進学されるということもありまして、高等部での入学者数が増加し、教室不足になってきているということが挙げられると思っております。

それから、特別支援学校の施設整備の部分についてでございます。平成21年12月にいって特別支援教育推進プランを策定いたしました。そのプランの中においては、今後の特別支援学校の制度について、方向性を平成22年中にまとめるというようなことをプランの中でお示しをしていたところでございます。その後、インクルーシブ教育を進めることを趣旨とした、障害者制度改革が国のレベルで行われておりまして、その検討が急速に始まってきているということで、特別支援学校の将来的な姿について見通すことが困難な情勢となってきておりました。そういうことで、22年度においてはインクルーシブ教育が進展したことを想定した今後の在籍者数について推移を作成中でございました。

ただ、昨年、東日本大震災津波の影響等によって、その作業は中断しているところでござ

ざいます。現在、震災からの復興を優先的に進めている現状にあることから、特別支援学校の整備計画について、長期にわたる計画をお示しすることが難しい状況になっています。しかし、学年進行によって分教室の設置等喫緊の課題の部分で整備しなければならないものについては改善を図っているところでございます。

○斉藤信委員 県立釜石高校、これは旧釜石南高校なのだけれども、改築したばかりです、これ。改築したばかりの学校というのは、ある意味でいけば、その基準どおりにつくっているのです、余裕を持っているのではなく。だから、改築した県立高校に間借りするような形で、今、理科教室とか講義室とか科学の部屋とか、必要だから設置しているので、こういうものをつぶして、主に1階に支援学校の高等部を整備するというのは邪道だと思います。教育長にお聞きしたいのだけれども、こんな貧困な発想でいいのだろうか。釜石高校だって統合してつくったばかりですよ。どこに余裕があるのですか。もっと本格的に支援学校の高等部を整備するというように、なぜならないのか。根本的に私は矛盾を感じるのだけれどもいかがですか。

○菅野教育長 釜石の支援学校につきましては、震災以前から将来の姿、当然、小中学部を含めて、かなり狭隘な場所に建っています。あそこは、釜石の医療機関との連携が必要だということで、余り面積のないところで、校庭もない、不十分なところでした。したがって、将来的にどうするかという検討を進めておりました。ただ、やはり支援学校に入ってくるお子さんが非常に多いということで、高等部の需要も多いということから、病院の空き病棟を活用させていただいて高等部をつくってやってきたというところでございます。ただ、今回、先ほど申し上げましたとおり、病院そのものの改築が入ってしまって、そこからひとまず出ていかざるを得ないという中で、病院の改築までに新たな学校を、釜石地区で一つ大きな特別支援学校を整備できるかというのは、それまでの期間からいうと、現状からいうと非常に困難な状況にございます。したがって、同じ甲子地区にあって、高等部ということと高等学校ということ連携がしやすいということもございます。

特別支援学校と言いましたが、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる知的な問題がなく、病弱、身体障がいを通していらっしゃるお子さんもいる、そういったことから、釜石高等学校の校舎を活用させていただいて、子供たちを受け入れるという判断をさせていただいたところでございまして、その辺の事情については御理解をいただきたいと思っております。

もちろん私どもとして、保護者の方々からも、小中学部も含めて、今後どうしていったらいいのだろうかという課題をいただいておりますし、私どももそういう課題意識を持ってございまして、今後どうするかにつきましては、先ほど佐々木課長が申し上げました県全体の特別支援学校のあり方という中で検討させていただきたいと思っております。ただ、御理解いただきたいのは、今、高等部に通っていらっしゃる子供たちをまず第一に考え、最も近接し、なおかつ現在考えられる条件のいいところということで、釜石高校を選定させていただいたところでございます。

○齊藤信委員 緊急的、応急的対策なのか、それとも10年、20年はここでやろうという対策なのか。特別支援学校の小中学部の分は築何年になるのか、ここを示してください。

もう一つ、釜石高校に余裕があったのかどうか、生徒が減少して。そうではないと思いますが、改築したばかりなのだから。例えば、釜石高校の用地の中に増設するとか、その近くにやるとか、何かもうちょっとそういうこともあったのではないかと思います。緊急的、応急的対策なのか、中長期このままいこうとしているのか、釜石高校に本当に余裕があったのか、そこを示してください。

○佐々木特別支援教育課長 小学部と中学部でそれぞれ違う年度につくられております。小学部のほうは、校長室 ― 玄関入ってすぐのところでございますが、そこが昭和53年に建築をされていると。それから、コの字型になっているといいますか、反対側の中学部のほうですが、それが平成2年に建築されてございます。

○菅野教育長 先ほど申し上げた事情で釜石高校に高等部を持っていくことにしようと思っているわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、現状で将来的な見通しをお示しすることは困難な状況でございますが、いずれ県全体の特別支援学校をどうするかということの中で検討させていただきたいと思っております。

ただ、甲子地区につきましては、釜石高校の周辺が人家連檐地域でございますので、特に被災地でございますので、新たな用地を確保し、そこに新たな校舎をつくるというのは短い期間では非常に難しいだろうと思っております。そういった事情も御理解をいただきたいと思っております。

○福士特命課長 釜石高校が統合した当時、6学級でございました。将来的にも、何年か先を見越して6学級規模で学校をつくってございます。現在、5学級でございますので、1学年1学級分の余裕があるというような状況でございます。

○齊藤信委員 改めて聞きますけれども、だから応急的、緊急的に考えているのか、それこそ中長期でやろうとしているのか、その考え方を示してください。

○菅野教育長 また同じような話になって恐縮ですが、まず、今回は病院の改築に伴って子供たちにそちらで学んでいただくと。したがって、今後どうするかというのは、特別支援学校の整備計画が現状ではない中で、特に、釜石も含めてなのですが、直ちにこれを将来右に行きます、左に行きますということを申し上げる状況にはないわけでございますが、県全体のそういった整備計画を検討する中で検討させていただきたいということでございます。

○齊藤信委員 特別支援学校の整備計画が棚上げになっていると。その背景には、国の方針が定まっていない。大体、国の教育の中で障がい児教育が制度化されていないのです。私は、これが一番問題だと思います。しかし、いろいろ教育の議論をしてきたけれども、やっぱり特別支援学校、特別支援教育は矛盾の集中点だと思います。幾つか委員会でも視察をしてきましたけれども、どこへ行っても教室不足ですね。そして、旧学校を活用したり、例えば、花巻清風支援学校は18教室不足とか、前沢明峰支援学校は16教室、盛岡み

たけ支援学校は15教室不足と、本当に信じがたい事態がずっと継続されて、その中で抜本的な整備計画が出ないと。そのことは、私は弱い立場の人たちの教育権を保障するところにこそ教育委員会の姿勢が問われているのではないかと思います。

そういう点で、今回こういう提起がされたときに大変びっくりしました。いろんな条件はもちろんあります、国立病院機構釜石病院が急に改築するとか、震災の被害を受けた地域だとか、そういうことは考慮しなくてはならないけれども、発想として、それがなくても整備は求められていたわけだから、極めて残念な事態で、はいそうですかとはならないなど。

国もインクルーシブ教育と言っているけれども、私が言ったように、大体障がい児教育そのものが制度化されていない中で、インクルーシブ教育、普通の学校で、普通の子供たちと一緒に学びなさいといっても、何の制度的保障もないのです。だから、高校になると高等部に入るのは、そっちのほうが手厚いから。手厚くきちっと教育してくれるから、そこに行くのです。そういう意味でも、これは本当にひずみで、一つは国待ちにならないで、インクルーシブ教育というのも、本当の意味でのインクルーシブ教育というのは、よほどの体制をとって制度化されなければ私はできないと思います。言葉ではないと思います。

それと、これは12月6日の新聞に出たのですけれども、発達障がい児、学級に6%、4割が試験受けられず、こういうことで新聞報道がありました。岩手県の状況はどうなっているのか、あわせてお聞きします。

○佐々木特別支援教育課長 新聞報道の発達障がいのことについてでございますが、発達障がいのある生徒の支援に係る調査につきまして、12月5日に文部科学省から報告が出されたわけでございます。それについて、翌日の新聞報道となったところでございます。この調査は、通常の学級に在籍している、つまり特別支援学校とか、あるいは通級による指導、言語通級とか、LD通級とか、そういう子供たちを除いた通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育支援を必要とする生徒に関する調査でございます。したがって、知的発達におくれはないものの、学習面あるいは生活面で著しい困難を示す子供たちが今回の調査では約6.5%、全国の小中学校に約61万人在籍していると発表されたところでございます。

この調査は、平成14年にも行ってございまして、そのときには6.3%ということでございました。前回と今回とでは若干調査の内容が異なっておりまして、単純に比較することはできないわけですが、やや増加傾向にあるということでは言えると思っております。

本県におきましては、前回平成14年に文部科学省が行った調査様式を使って、本県で抽出調査ということでさせていただきました。平成19年の調査では、県内小中学校の通常の学級に在籍し、特別な支援を必要としている児童生徒は約4.5%ということでございました。単純に推定でございますが、県内に5,300万人在籍しているということでの結果でございます。その調査は、県内では平成19年に行った抽出調査でございました。以上でござ

います。

○**斉藤信委員** 平成19年の県の調査では4.5%、特別な指導が必要だと。それに対して指導がされているのか、どういう体制になっているのか、あわせて教えてください。そして何が不足しているのか。

○**佐々木特別支援教育課長** そういう実態を踏まえて、県教育委員会では支援につきまして、幾つか取り組ませていただいております。その一つ目が、児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた指導を充実させるために、個別の指導計画の作成を推進しております。その作成の方法等については、花巻市にあります岩手県立総合教育センターで個別の指導計画作成支援ソフトなるものを開発していただきまして、その活用を促進しているところでございます。

それから、2点目として、引き継ぎ体制の強化、そのための支援ファイルの作成という部分も行っております。幼児期から支援の充実と就学時における指導の円滑な接続という部分を目的といたしまして、その就学支援ファイル、あるいは引き継ぎ体制の強化というものも行っているところでございます。

それから、3点目、教員研修についてでございます。通常の学級にそういう子供たちがいるということですので、専門性を兼ね備えた教員だけではなくて、通常の学級の担任も特別支援教育、あるいは、発達障がいの子供たちに対する理解、具体的な指導方法も教員研修の中で、小中学校だけではなくて高等学校についても研修しております。高等学校については、私どもが出向いて、校内研修会で全ての県立の高等学校で過日終えたということでございます。

なお、最後ですが、高等学校での校内支援体制の構築という部分も大きな課題と思っております。現在県内の三つの高等学校に研究教育ということで、校内支援体制の構築について実践的なところで研究をお願いしているところでございます。

○**斉藤信委員** 特別支援学校は、定員も超えているし、教室も不足しているし、整備もおくれているという中で、私の周りに特別支援学校で、臨時採用で何年も働いて、採用試験で、2次、面接までいっても採用されないという人がいます。特別支援学校の臨時採用の状況というのはどうなっていますか。私は、もっと必要な人員を正規で採用すべきではないかと思うけれども、その点をこのテーマの最後でお聞きします。

○**菅野教育長** 教員の実態については、担当課長から報告させていただきますが、確かに委員御案内のとおり、岩手県の教員、特別支援学校も含めて目指していただいて、結構競争率も高いということもございます。いずれこういったことも含めて、最後は学校というのは人の力ですので、人の充実というのは非常に大事なことだろうと思います。

ただ一方で、国の標準法で措置されているということですので、こちらの改善をいろいろやっていたかなければならない。先ほど申し上げたような課題に対応するため、県単独事業で、いわゆる岩手かがやきプランということで、高等学校に非常勤職員、27校28名を配置していると。いろんな努力を県としてさせていただいているわけなのですが、や

はり根本的にはどうしてもそういった制度の改正をお願いせざるを得ないという面がありますので、その辺については私どもとしても全国知事会等と一緒にあって、今、いろいろ議論されておりますので、国の標準法をどう見直すかということについて、現状を訴えていきたいと思っております。

○土川県立学校人事課長 特別支援学校の常勤講師等の数ですが、5月1日現在で131名となっております。

○斉藤信委員 正規の先生は何人ですか。

○土川県立学校人事課長 教諭等は特別支援学校714人でございます。

○熊谷泉委員長 斉藤委員に申し上げますが、長時間に及んでおりますので、この際まとめてお願いいたします。

○斉藤信委員 ちょっと常勤講師が多過ぎると思います。本当に必要な人材で、担任も持って正規の職員と変わらない仕事をして、何年も正規の先生になれないというのは岩手県の損失だと思いますので本当に真剣に考えていただきたい。

では、まとめて。指定管理者の問題についてお聞きします。県立図書館、これ運營業務が今回分離されました。株式会社図書館流通センターというのは、どういう事業者なのか。全国でどういう仕事をしているのか、これが一つ。それと、私は議案に対する質疑で、答弁されないで終わってしまったのですけれども、結グループの職員体制、正規の職員体制というのが皆さんもわかれば、ここに示していただきたいし、株式会社図書館流通センター、特に、岩手県立図書館に従事している職員体制と、正規、非正規の状況を示していただきたい。

あと今回資料もいただきました。今度の採点で、何が分かれ目になったかという、経費なのです。それまではほとんど差がないというか、Aグループのほうが採点が高かった。ところが、経費でもう逆転してしまっているのです。その経費の実績はどうだったのか。恐らく事業費を下げたのだと思います。その下げたしわ寄せが、図書館業務はほとんど人ですから、人にしわ寄せがいくということにならないか、私はそれをすごく心配しますが、経費でどのぐらいの差が出たのか。そして、そのしわ寄せが、結局は人件費にいかないのか。

あと最後ですけれども、この出された計画の中で、今後どういうことを改善する、どういうことを新しくやっていくという提案がされているのか示してください。

○西村生涯学習文化課総括課長 まず、1点目の御質問でございます。図書館流通センターがどういった事業者で、どういった業務をしているかという点でございますけれども、主な業務内容でございますが、まず、今回我々が指定するような公共図書館、あるいは学校図書館を中心といたしました指定管理者の受託をやってございます。それ以外で申し上げますと書誌データ、どういう本が出ているかというそのデータの作成、販売。あるいは図書館用書籍の加工、いろんなカバーを張ったりする、あとラベルを張ったりするような図書館用書籍の加工、そういったような業務をしております。それで、その実績でござい

ますけれども、指定管理者として指定されておりますのが、全国、主には市町村立図書館が中心になろうかと思えますけれども、全国で156館の図書館の指定管理者を受託しておりまして、それ以外にも一部管理業務委託なども受託しておりまして、それらも合わせますと、全国の公共図書館338館について、指定管理者あるいは管理業務の受託をしている企業でございます。

それから、2点目の御質問でございます。職員体制ということでございます。今回の指定に関しましては、建物の維持管理業務、これはアイーナ全体の維持管理業務と図書館の運営業務を分離いたしましたので、アイーナ全体の状況について、職員数等でございますけれども、平成24年11月30日現在で、指定管理者全体で135名の職員体制となっておりますということで、その中で正職員、この中には契約社員も入っておりますが、正職員としては86名。それから、非常勤、パートが49名で、合計135名と聞いております。その他の図書館でございますけれども、図書館におきまして少し詳細に申し上げますと、現在52名の体制で図書館を運営しておりまして、その中で正社員12名、契約社員が40名、アルバイトはゼロということになってございます。

それから、3点目の御質問でございます。経費がどのように削減されたのかということでございますけれども、建物の維持管理業務での減額については、提案者の提案額ベースでは約1億7,900万円ほどの減額になっているということでございますが、その主な内訳といたしましては、光熱水費あるいは運営維持管理費で通常より減額をしたと聞いております。

一方、維持管理とは別の図書館についてでございますけれども、今現在の債務負担行為の額としては、約100万円ほどの減額になっておりますが、その中身につきましては、職員数が、今現在52名という体制でございますけれども、その職員のスキルアップを図ったことにより、より少ない人員で実施することができるということで、今現在46名から50名という体制で実施することができるだろうということで、現在債務負担行為の額としては約100万円の減でございます。

続きまして4点目、今後どういう新しい提案がなされていくかというところでございますが、先に事業計画書も配付してあると思えますが、利用を促進するためのさまざまな図書資料を活用した展示と。特にも中高生、学年が上がるに従って図書離れ、読書離れがあるということから、そこをターゲットにしたような、例えば、プロスポーツ選手のお薦め本といったようなその地域の実情、指向を分析したような形で新しい提案というものがされているところでございます。以上でございます。

○齊藤信委員 これですべて終わりますが、図書館流通センターというのは全国で156館、管理を含めれば338館と、公立図書館の下請事業体みたいになっている感じがしますよね。だから、確かにノウハウはあるかもしれないけれども本当にこれでいかなものかと。岩手らしい図書館業務がそれで本当にできるのかと、少し疑問に感じました。

職員体制で135人のうち正規86人というけれども、契約を含むと。こんな契約社員を含

む正規というのではないと思うのです。契約は契約なのです。だから、それはおかしいのではないですか。図書館の場合には分けて、正規が12名で契約社員が40名とっているでしょう。おかしいのではないですか、契約を含めて正規という言い方は。そういうのは正規と言わないのだと思うのです。そこはおかしいのではないかと。

また、経費の削減ですけれども、たった100万円違いで300点満点と198点と、こんなに違うのですか、採点が。これ話が違うのではないですか。

○西村生涯学習文化課総括課長 委員御指摘の300点満点中300点というのは、建物の維持管理業務のほうでございまして。100万円というのは、図書館部分でございます。

○熊谷泉委員長 次に、小泉委員。

〔「まだ答弁漏れだよ」と呼ぶ者あり〕

○西村生涯学習文化課総括課長 済みません、1点目のほうでございまして。正規職員と申し上げたのは、非常勤、パートとはまた別というところでございますので、詳しくはその後申し上げたような、図書館としては正職員が12名の計画、有期の契約社員が40名となっております。

○小泉光男委員 私は、図書館の指定管理に絞って、少し詳しくお尋ねします。

岩手県立図書館につきましては、非常に評価しているところと、非常にけしからんと思っているところの2点がありますので、順次お尋ねします。

まず、評価しているのは、指定管理者制度、平成15年に地方自治法の改正で公の施設の管理ができるようになってから、県立図書館として一番最初に手を挙げたのが岩手県立図書館でございます。2006年には全国で一番先に民間にやらせてみようということでございます。これは、図書館の業界の中でも岩手県は先駆的な考え方だということで評価をされておりますので、私も岩手県の議員としてうれしく思っておるところが一つです。

前置きはこれくらいにしまして、図書館運営に関して、今回全部TRC——図書館流通センターに任せていないのです。県も大事なところは握ったまま、一部指定管理にとどめましたので、その理由と、先ほど若干西村生涯学習文化課総括課長が話されましたが、県立図書館に期待するもの、役割についてお伺いします。

○西村生涯学習文化課総括課長 委員から御指摘の点ですが、まず図書館が担うべき姿、目指すべき姿ということからお答え申し上げますが、岩手県立図書館は図書館資料を収集し、県民の利用に供すること等により、生涯学習の振興、それから文化の発展に寄与するということが大きな目標であろうと考えております。その目的に向かって最大限効果を上げ、効率的にどう実施するかという中で、管理運営体制、あるいは運営業務の体制をいかにするかというところを検討してまいったわけでございますけれども、やはり図書館の運営の根幹部分である運営方針の策定、あるいは図書館資料の選定、それから市町村立図書館への支援といったところは県が責任を持って担うべきであろうということで、その点は県が実施するというようにしておりますが、一方で、直接住民の方に対するサービス、閲覧ですとか貸し出し、レファレンスといった直接的なサービスですとか、あるいは図書資

料の整理と、そういったようなものに関しては、やはりこれは指定管理者制度の目的でありますサービスの向上と経費節減を図ることが期待できることから、その点については指定管理者制度として実施したいということでございます。

○**小泉光男委員** 先ほどの説明の中で、審査結果ということで、①から③まで示して、要するに非常に情報管理センターは6年間の実績があつて、職員が高い意欲を持って仕事に臨んでいる、研修制度も充実している、利用促進やサービスの向上に積極的に努めているというように最大限評価をしているのに、なぜ図書の選定だとか、企画運営方針などについては県がやる、そこは仕様書で指定管理に出さないというようにしたのですか。

○**西村生涯学習文化課総括課長** 例えば、図書資料の選定で申し上げますと、今現在市町村図書館の中には、そういったものも含めて指定管理者で実施しているという例もあると伺っておりますけれども、県立図書館として幅広い分野の基本的な資料から専門的資料、あるいは郷土資料、それを県内見渡した上でそろえるということ。それから、今回の震災でありましたように、震災時に発刊されたようなさまざま書籍というようなものも含めて、何を集めるかということについては、これは県が責任を持って行うべきだろうということでございます。

○**小泉光男委員** それではお伺いします。県から出向している県立図書館の館長は、図書館業務の経験はありますか。あるいは、そういう図書館業務に何年かいた方ですか。そのように県がそこは離さないということについて、館長の図書館での実績をお話してください。

○**西村生涯学習文化課総括課長** 現在の館長につきましては、図書館での経験というものは聞いておりませんが、高い文化に関する見識等を持ち合わせた方になっていただいていると考えております。

○**小泉光男委員** 私がここ3年前から聞いている限りでは、毎年かわっているそうです、県立図書館の館長は。そして、学校の校長であったり、学校にいた方、要するに皆さんの仲間です。仲間が図書館の館長に就任していて、図書館業務の専門性はほぼないし、岩手県立図書館は69万冊の本を所有しているのですが、蔵書なども全く覚える暇もなく次に移っていると思いますけれども、それでも西村総括課長は適任と判断されますか。

○**西村生涯学習文化課総括課長** さまざまな経歴を持った方が図書館長になっているかと思えますけれども、まず一つは先ほど申し上げたような、それまでの職歴から生涯学習あるいは文化に高い見識を持っていること、あともう一つは、すぐれたマネジメント能力を持っている方に就任していただいているのだろうと考えております。

○**小泉光男委員** 今、県の職員以外にTRCからは五十何名来ているというお話でございました。その一番の上の統括責任者は、新潟県の職員を三十数年やっています、ほとんど図書館専属で務めておられる方でございます。三十何年のスキルがある。もちろん図書館の司書も持っております。私は、彼こそ図書館長の業務に一番ふさわしいと思うのですが、TRCの統括責任者は岩手県の図書館の運営協議会にも出る資格がないそうです。岩手県から行った皆さんの仲間の、ほとんど図書館業務については素人の方が図書

館協議会のメンバーになって出ている。どのように思いますか。

○西村生涯学習文化課総括課長 まず、体制の件についてでございますけれども、現在体制としては52名でございます。職員としては53名でございますけれども、1名産休に入っております、体制としては52名の体制で実施しているところでございます。

それから、統括責任者に関しましては、これまでの公立図書館の経験を踏まえて、すばらしい見識と図書館のノウハウを持った方についていただいていると思っております。

図書館協議会の件につきましては、やはりこれは責任を持って発言をしていただくということが必要であろうと思っておりますので、そこは県立図書館の館長が出席することになっているのだろうと考えております。

○小泉光男委員 次に進めます。

岩手県立図書館は、入館者が51万人ぐらいございます。宮城県の図書館も51万9,000人と、ほぼ変わらない利用人数です。もちろん宮城県は人口が230万人ぐらいありますから。そういった中で、宮城県図書館は、職員全体で百何名いるのです。先ほど言いましたように、宮城県図書館より少ない職員53人。県の職員は、別に9名いるそうですね、館長、副館長以下、県の職員として。しかし、彼らは窓口のレファレンス、貸し出しだとか、小中学生の案内だとかには出ていません。53名で、宮城県と同じような人員で対応しているのですが、そのように利用者がふえた、あるいは利用人員がふえて高いサービスが得られたときに、今よりも付加価値が上がる際のインセンティブを考えているのかどうかということと、県はこの図書館サービスの質の向上のために、モニタリングの評価方法としてどんなことを考えているかお聞きします。

○西村生涯学習文化課総括課長 委員から御指摘がありましたインセンティブという点でございますけれども、現在、指定管理業務に関しては毎月のモニタリングを実施しております、1年間を通しての評価については、第三者評価委員会での評価ということで実施しておりますけれども、具体的な仕組みといいますか制度として、何かしらその評価が、定管理者のインセンティブになるようなものには今現在なっておりません。それは、委員から御指摘もございましたので、今後の検討課題になろうかと考えております。

○小泉光男委員 いいですか、先ほど斉藤信委員の答えでも、100万円減らしたのですよ。50万人ほぼ均等に、もっと言うと震災前に比べて103%にふえているのです。それに100万円減らした、それも53名に減ったから、インセンティブどころか減らしているのです、西村総括課長。図書館の司書の7割が非常勤といいますかパートなのです。この業界では非常にワーキングプアと言われている中で、全国で模範の岩手県立図書館もそのようにするのですか。インセンティブの制度もないところで100万円減らす。もう一度確認します。

○西村生涯学習文化課総括課長 今回の指定管理の次期指定管理者を指定するに当たり、公募したところ、結果としては応募した企業は1社でありましたけれども、実際の現地説明会には3社が来ておりました。そういう中で、次の指定管理者として指定されるかどうかということで、現在の指定管理者である図書館流通センターの中でかなりの努力をし

ていただいて、こういったような提案でなされていると思っております。

そういったこともありまして、結果として応募は1社でございましたけれども、評価委員の方々から高い評価を得まして、現在こうして指定管理者の候補として出させていただいているところでございます。指定管理期間中のインセンティブということについては、先ほど申し上げましたとおり、何かしらの制度、仕組みとして担保されているものはございませんので、今後ほかの図書館なども参考にしながら、検討していきたいと思っております。

○**小泉光男委員** 図書館業界の中では、このように一部のみ、いいところだけを残して、汗をかくところを出すのを師弟管理。シテイというのは、例の徒弟の、教師の師に弟、そちらの師弟管理というふうに呼んでいるのです。まさに師弟管理制度なのですよ、実際は。

それで、ここは教育長に確認いたします。今次の一部、師弟、まさに徒弟の師弟管理制度は、県のお家事情、県のお家事情という館長ポストを握りたい、県職員の働き口で9人は図書館に送り込める。汗をかく仕事は民間任せができるというのを優先する二重構造の非生産性を編み出していると。最初に西村生涯学習文化課総括課長が図書館の役割と言ったのは、情報と知力の提供に、二重構造になることによって雑務を与えて、ひいては図書館流通センターの心意気を殺すものと私は考えていますけれども、教育長の見解を伺いたいと思います。

○**菅野教育長** 県立図書館の運営に当たって、どのような考え方、どういう体制で運営していくかというのはいろんな議論をいただいて、この指定管理者を入れるときにもいろんな御議論をいただきましたし、県の中でも当時いろんな議論をいたしました。選択は三つありまして、全部県直営でやる方法と、委員御指摘のとおり、全部指定管理者にお願いする方法、本県が採用しております図書館に当たっての基本的な運営方針ですから、基本的な事項については県が関与しながら、住民の方々に直接御利用いただく部分については指定管理制度を入れると。そういう三つの選択の中から、県立図書館としては最後の制度を採用させていただいたと。したがって、今後では実際どうだったのかということはいろいろ検証していかなければならないと思っております。宮城県図書館のお話もございましたが、全部県で直営でやっているよりは、利用者の方々の評価は非常に高いという事実は確かにございます。あわせて、ではそれが全部指定管理に全くお任せするのがいいのかどうかというのは、やっぱりこれから少し議論をしていかなければならないと思っております。

それから、あとは指定管理者のインセンティブ、実はこれ制度が行われたときの課題でございまして、図書館以外の例えば利用料金制度をとれるような公の施設であれば、指定管理者が頑張って有料利用者をふやせれば実入りがいいという面はあるのですが、図書館の場合は、残念ながら無料施設でありますので、そういったインセンティブはなかなか発揮しづらいという面がございます。こういった中で、指定管理制度の中でこういった方法が考えられるのかというのは、先ほど西村生涯学習文化課総括課長が申し上げましたとおり、他県等の状況も見ながら検討させていただきたいと思っております。

ただ、やはり3年間なら3年間の利用実績、その指定管理者の実績というものが第三者評価委員会の中で非常に高い評価を得ているというのは、一つの大きな意味を含めて対外的な発信力、図書館流通センターについてもなっているという話は承っていますが、それがどういうインセンティブで、制度化されたインセンティブをどうするかというのはちょっと私どもの今後の課題とさせていただきたいと。

○小泉光男委員 これですべて質問最後にします。

今、教育長が無償だからインセンティブが難しいという話をされましたが、例えば、北九州市立図書館などでは、アイデア提案制度などを採用して、それがよく盛り込まれたという100万円程度の追加予算を制度として設けているようですので、こういう部分を参考していただきたいと思います。

最後に、西村総括課長にもう一度聞きたいと思います。西村総括課長は、文部科学省からの出向でございますので、ことしの2月に文部科学技術調査室の柳さんがレファレンス今年2月号にこんなことを書いておりますので、それを読んで、所見を確認といたしますか、意見を聞きたいと思います。事業者の創意工夫や自主的経営を活かすことを趣旨とした指定管理者制度では、自治体は運営方針提示や評価・監督などガバナンスに撤し、事業者に大幅な経営権限を与えることが前提とされるにもかかわらず、実際の図書館への導入例を見ると、中央館業務を含めすべての図書館運営の企画、実施を館長以下の指定管理者職員に委ねているのは千代田区立図書館などごく少数にとどまっているということです。ですから、西村総括課長が来られた文部科学省の図書館の担当者も、任せるのだったら全部任せて、県あるいは市町村のほうはガバナンスに撤するのが一番いいと言っているわけです。そういうことも含めて、これからの3年間、今までのような指定管理者制度で何も変えていかないのか、そのあたりをお聞きして私の質問を終わります。

○西村生涯学習文化課総括課長 そのようなことがあったということでございますけれども、指定管理者の実施に当たっては、各地域の実情に応じて、どこまでを指定管理者とするのか、その前提に当たっては、そもそもどういった図書館を目指すのかといったところが異なってくるものと考えておりますので、そこは岩手県立図書館としては、先ほど申し上げたような形態というものが一番今の地域の実情に照らして適切だろうと考えております。最後の質問にありまして、今後の図書館運営につきましては、当然のことながら、よりよい図書館となるよう、よりよい図書サービスになるように不断の検討が必要だと考えておりますので、それは随時他県の状況なども調査しながら考えていきたいと考えています。

○小泉光男委員 本当に最後です。さっき言った図書館流通センターの統括責任者は、岩手県釜石市の御出身です。橋野といって遠野市の笛吹峠に近いところの、私と同じくらいの田舎の出身で、三十何年間も図書館業務に従事して、私も面接もしています。そういう部分で人柄も含めて、私も尊敬するほど詳しく知っています。ところが、彼は岩手県の図書館の協議会だとか、それからTRCの本社に行っても、館長という立場で館長会に出ら

れないのだそうです、オブザーバーという立場でしか。そういうようなスキルも経験も能力もある方を、いつまでも、皆さんの先輩か同僚が館長をやっているがために、ナンバーツーでしか力を発揮しないというようなのが岩手県立図書館の現状だという部分も少しは認識していただければありがたいと思ひまして、私の質問を終わります。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 補正予算で釜石祥雲支援学校高等部の移転ということで質疑をしましたから、結論だけお話ししますけれども、私は緊急、応急的な対策としてはやむを得ないと。しかし、釜石祥雲支援学校高等部にしても、全県の特別支援学校の実態にしても、一番おくれた分野というか、矛盾が集中している分野が特別支援教育の分野ではないのかと。この抜本的な改善を私は強く求めて、その意見を付して、緊急、応急的な対策として、これはやむを得ないと思ひます。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○福井せいじ委員 2点だけお願いします。

今回の一般質問において、小中学生の学力問題で秋田県が全国学力テストでいい成績をおさめていると。その中で、その原因というか、要因について質問がありました。その際、教育長の答弁で、校長の授業参観等の取り組みがある、あるいは宿題の出し方に工夫があるということが答弁として出されましたが、このような取り組みについて、岩手県ではどういうふう導入なさっているのかどうか、あるいは学力向上に対してどのような取り組みをなさっているのかということをお聞きしたいことが一つ。宿題の出し方というと、やはり家庭学習のあり方も一つ大きな要因であると私は考えます。私が聞いたのは、秋田県においては学習そのものというよりは、家庭生活のリズムをまず整えることだということをお聞きしました。という意味では、家庭学習、家庭の保護者との連携も学力向上の大きな要因であると考えますが、そういった取り組みについても、何か岩手県としてなさっているのかということをお聞きしたいと思ひます。

○小菅義務教育課長 小中学生の学力に関する家庭学習、宿題の件と、それから校長等の授業参観についての実態でございますが、家庭学習の時間につきましては、現在、岩手県においても非常に多く取られるようになってきているのが実態でございます。これは全国学力調査においてもそうですし、それから過日行われました県の学習定着度状況調査においても同じような傾向が伺えます。家庭学習時間につきましては、1時間から3時間ぐらいの子が非常に増加しておりますし、1時間未満であるという子供が非常に減っているというのは二つの調査からも明らかでありまして、非常にいい傾向に來ていると思われま

す。それから、校長の授業等の参観、巡回についてであります。これにつきましても両方の調査で授業を見ている校長の割合というのは非常にふえている、こういう実態がございます。子供たちの学力を保障するという観点からは、非常にいい傾向にあるのではないかと捉えております。

それから、2点目の秋田県の家庭生活のリズムと学力の関係についてでございますが、これは委員御指摘のように、保護者との連携というのは欠かせないというのが前提でございますので、岩手県におきましても、この点については各学校が積極的に家庭に働きかけながら、生活習慣をしっかりと築く中で学習習慣を位置づけていくという方向に現在進んでいるものと捉えています。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。やはり学校だけではなく、家庭における学習、あるいは生活に対する指導というか構築というのは、ぜひとも今後とも取り組んでいただきたいなと思っております。

もう一つお聞きしたいのですが、実は先日常任委員会で、福岡県立城南高校にお邪魔しまして、キャリア教育についての研修をしてまいりました。そこで、キャリア教育についてお聞きしたいのですが、今岩手県でもキャリア教育の一環として、中学校における職場体験実習等も行っているということですが、中学校と高校のキャリア教育の連携というものについてはどのような取り組みをなさっているのかということが1点。また、キャリア教育について、私はやはり先ほどと同じように、家庭におけるキャリア教育というのも大事ではないかなと思っております。特に親御さんも仕事についているわけですし、仕事をしてきたという経験があるわけですから、学校と家庭とのキャリア教育の連携というあり方について何か取り組みがあれば教えていただきたいですし、またお考えがあれば教えていただきたいと思っております。

○小菅義務教育課長 1点目の中学校、高校のキャリア教育に関する連携についてでございますが、現在小・中・高のキャリア教育研究協議会という形でもって、県内の6教育事務所単位におきまして、小・中・高の教員が一堂に会しまして、各学校のキャリア教育の実践を持ち寄って協議するというのを、この間、平成19年度からやっております。そういうことを通じまして、一貫したキャリア教育というのを今後目指していきたいと考えております。

それから、家庭におけるキャリア教育の連携につきましても、これにつきましては根本のところかなと私も思います。特に保護者と一緒になって職業観、勤労観を養うということは根底でございますので、これにつきましても、県で出しましたキャリア教育指針に基づきまして、家庭との連携を深めていきたいと考えます。

それから、次年度におきましては、先ほど申しましたキャリア教育の研究協議会の内容も若干変更いたしまして、各教育事務所単位に、いわゆる企業等の職場見学も教員みずからやることを現在立案しているところでございます。以上です。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。ぜひともそういった総合的なキャリア教育のあり方が教育にとっても必要ですし、雇用の促進と定着、さらには企業力の向上にもつながっていくと思います。もとは教育にありと思いますので、ぜひともそういった積極的なキャリア教育に対する取り組みを、今後とも行っていただきたいと、要望で終わらせていただきます。

○小西和子委員 10月10日の商工文教委員会のときにもお伺いいたしましたけれども、少人数学級へ教員3万人ということで文部科学省が計画を示したわけですが、その際の答弁は、来年度の予算編成に向けて検討しているという答弁でございました。その後その検討はどこまで進んだのかお伺いしたいと思います。

まとめてお伺いしますけれども、加配につきましても、来年度の加配の要望については、文部科学省への報告が11月下旬までとなっているということでございますので、もう要望したと捉えておりますので、加配をどのぐらい要望したのか。それから、復興加配の規模についてもお伺いしたいと思います。

もう一つも、まとめてお伺いしますけれども、沿岸の学校の教育環境整備について、非常に気になるところでございます。昨年の冬は、大槌町の仮設校舎では水道が凍ったということは御存じでしょうか。水が出ないわけですから、トイレも使えなくて、本当に大変な思いをしたということをお伺いしております。今年度は対策について、きちんとはとられているのかどうかということです。あとは、夏がもう本当に40度近くになるような教室の室温でしたので、逆に冬はかなり寒いものだと思いますけれども、その対策についてもお伺いしたいと思います。

あとは、いつもの冬よりも雪が早く降ってしまいました。通学路の安全、それから交通機関等につきましても、何か不都合な点がないのかということです。ぎゅうぎゅう詰めバスで通っているという話も聞きます。通学の安全対策についてもお伺いしたいと思います。まず、そこまでお願いします。

○漆原小中学校人事課長 まず1点目の少人数学級の質問ですが、委員御存じのとおり、今回文部科学省では、公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議の報告を受けまして、今後5年間で中学校3年生までの35人以下学級を実施する旨の計画を出したわけですが、新聞等でも御存じのとおり、まだ国の予算等がはっきりしていない段階であります。私どもとしては、新たな定数改善計画がどういう形になっ

ていくのか情報収集に努めるとともに、国の予算措置の動向を十分に見きわめて、本県の少人数学級の今までの実施状況、それから今後の定数確保の見通し、さらには学級編成のつながり、児童生徒の発達段階等の特性を踏まえながら、来年度の予算編成の中で慎重に検討してまいりたいと考えております。

それから、2点目の加配規模、復興加配を含めての質問ですけれども、初めに私のほうから小中学校の状況についてお答えいたします。来年度の加配要望についてでありますけれども、まず本年度の加配については957名を要望いたしまして、911名の加配措置がなされております。来年度の加配要望につきましては、各学校、各教育委員会等の要望等を踏まえながら、状況を十分考慮し、指導法の工夫改善、特別支援教育、生徒指導の充実、さらには復興加配などを含めて、昨年度の要望数を上回る1,000名程度を要望しているところであります。そのうちの復興加配については、今年度は194名の要望に対して194名の加配措置がなされました。来年度につきましては、先ほどお話ししましたように、各学校と教育委員会等の状況を十分踏まえながら、子供たちと先生方が十分に向き合う時間を確保して、学習指導、そして生徒指導、心のケアが図られるように、本年度よりやや多い200名の加配を要望しておるところであります。今後国と調整を図ってまいります。

なお、県としましては、平成25年度の政府予算、県要望として新たな教職員定数改善計画の策定について、また東日本大震災津波に関しては、本年の7月と10月の2回にわたって、教職員の中長期的な加配措置の継続について要望しているところであります。今後につきましても、引き続き同様の要望を国に対して進めてまいりたいと思っております。

○土川県立学校人事課長 次に、県立学校の状況についてお答えいたします。

今年度の加配については、212名の要望に対し197名の加配措置がなされています。来年度の加配規模については、各学校の状況や希望を踏まえ、少人数指導、生徒支援、特別支援教育、復興加配などに、昨年度の要望数を上回る220名程度を要望しているところであります。そのうち復興加配については、今年度は38名の要望に対して33名の加配措置がなされました。来年度の要望については、各学校の状況を十分に踏まえ、今年度よりやや多い42名を要望しており、今後国と調整を図ってまいります。

○小倉学校施設課長 施設の関係の課題でございますけれども、東日本大震災津波によりまして、自校校舎以外で授業を行っているのは、現在、小中学校で22校ございます。このうち12校で仮設校舎を利用している状況になっておりますけれども、仮設校舎は構造が軽量鉄骨構造、いわゆるプレハブ構造となっております。冬場に非常に寒いということと、夏場に暑いというような課題があるわけでございます。冬場の部分につきまして、委員から御指摘がございました大槌町の仮設校舎ですが、昨年水道管の凍結で小学校の4校が1日休校したと聞いておりまして、これはトイレの使用ができなかったということでございます。凍結のおそれがある箇所への凍結防止ヒーターを設置したということもございませうし、水抜きを徹底するという対策を講じております。

暑さ対策の関係でございますけれども、大船渡市と大槌町の仮設校舎におきまして、国

の災害復旧事業を活用し、来年度の夏までにはエアコンを設置することで進めているところでございます。

○**田村生徒指導課長** 続きまして沿岸地域の通学路の安全確保の件でございます。沿岸、内陸を問わず、学校保健安全法において、登下校時の指導等を義務づけられておりますので、一般的な指導はしているところでございますし、あわせてまして沿岸部の学校何校かに問い合わせをしましたところ、これは小・中・高全てなのですが、PTA、地域の防犯協会、警察等の関係機関と連携をしながら、特にも朝、帰りはこのように日没が早い状況もございますので、先生方が定期的に、小学校はほぼ毎日、道路に立ち指導していると伺っております。

あわせて、今年度春に小学生の登校時の列に車が入って、多くの子供たちが亡くなる事案が全国で発生しました。それを受けて、これまでも一般質問等で答弁しているところですが、現在、警察、道路管理者、教育関係の3者で緊急安全点検を実施しているところでございます。沿岸部にあっては、被災の状況も非常に大きかったということもあって、公表された554件という数字の中に、沿岸が入っていない状況もございましたが、今後また3者の連携のもとに、危険箇所をきちっと確認しながら、ソフト面、道路管理者、警察等のハード面とあわせて、子供たちの通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○**福士特命課長** 続きまして、沿岸地域の高校生の通学手段の状況でございますが、不通となっている鉄道区間におきましては、代替輸送ということでバスが運行されております。また、JRのみなし駅といいますか、指定のバス停の間については、JRの定期券が使用できることになってございます。発災当初におきましては、何とか学校にたどり着いたというような状況だと聞いていますけれども、少しずつ利便性の改善が図られていると思っております。

一方で、学校からは、朝課外や放課後の部活動終了後の時間に合った便がないとか、あるいは乗り継ぎに適した便がない、JRのみなし駅を学校の近くにも指定してほしいなどの要望がございまして、地域振興室の交通担当と連携しながら、運行业者と調整を行っております。満員で乗れないという状況もあったと伺っていますが、70人乗りの大型バスで対応したり、乗車の指導をしていただいたりしているということで、大分そこは解消されてきていると伺っております。今後とも生徒の通学に係る利便性が向上するよう関係部署と連携しながら、必要な調整等を行ってまいりたいと思っております。

○**小西和子委員** ありがとうございます。加配については昨年度よりも多目に要望したということ、本当にそのとおりだと思います。多分、来年度のほうがさらに心的にもケアしなければならない子供たちがふえてくると考えられます。教職員についても、そうですね、大分精神的に参っているという情報も入ってきておりますので、よろしく願いいたします。

沿岸のほうの学校の状況につきましても、大分改善がされているようではありますけれ

ども、またさまざまな問題が起こるかもしれませんので、そのときには素早く対応していただければと思います。

高校生の通学につきましては、本当に教育委員会の皆様方、それからバス会社の方々等に心を砕いていただきまして、大分改善はされておりますけれども、もう少しといったところもあるようですので、今後ともよろしくお願いします。

発達障がいにつきましては、先ほど斉藤委員の質問にありまして、人数等は平成19年分ということですが、1,300人程度ということがございますし、支援の体制については、以前は小、中に厚くつけていたかがやきプランが県立のほうに厚くつくようになったのですよね。実は、小、中のほうのサポート体制も、自治体によっても違いますし、私が教員を始めたあたりとまた違って、支援を必要とする子供たちがふえてきているように私自身は感じております。私も実際、アスペルガー症候群の子供を担当したときのことを思い出すと、やはり一人に一人つかないと安全確保ができないのです。ふいっといなくなるのです。集団生活ができない子供さんが多いですし、コミュニケーション能力がちょっと低いということになりますので、そういう子供のサポートをきちんとしていただくようにマンパワーが必要であると考えますが、支援の実態と今後の支援策についてお伺いいたします。

来春、高校を卒業する生徒の求人について、求人数、内定率、今年度の傾向はどうかということ、学校の取組状況はということと、あとは復興が進みますと、復興需要というのが一段落した後の景気動向というのも不透明だと考えられますので、そのあたりについて、県としては何か取り組みを行うのかということあたりをお願いいたします。

○佐々木特別支援教育課長 今委員から、いわゆる発達障がいのある子供たちについては、マンパワーでということのお話がありました。本当に私もそのとおりで思っています。先ほど斉藤委員に教職員に対する研修という部分についてはお話ししましたが、それだけではやはり十分対応しきれない部分も、具体的なところで出てくると思っております。

それで、体制整備ということでございますが、小中学校につきましては、研修で理解の深化という部分もあるわけですが、市町村によりまして、その名称はそれぞれあるようがございますが、特別支援教育支援員の配置も進んでおります。ことしの5月1日現在で、全市町村において456名が幼稚園、小学校、中学校に配置されていると聞いております。これは、昨年度に比べて63名の増加となっております。それから、高校につきましては、先ほど教育長からお話ししたとおり、27校に28名ということでの配置をしております。

今後の支援策についてでございますが、やはり早期からの気づきという部分がとても大事、そして早期からの支援をサポートしていくという部分がとても大事であろうと思えます。それを十分にサポートしていかないと、学年が上がるにつれて、いわゆる二次的な障がいということにもなりかねないという部分もございますので、早期からの気づきと、幼児期から高校段階までの継続した支援体制づくり、あわせて個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成、そういうことによって引き継ぎ体制の強化という部分が大事かと思っております。

います。

また、これは教育だけで解決する部分ではございませんので、医療、福祉等々と連携した支援体制の構築、支援ファイル等を有効活用しながら、支援体制の構築という部分を進めていきたいと思っております。

あわせて、通級指導につきましては、現在県内にLD通級が小中学校を合わせて11教室ございますけれども、それについても今後促進していく必要があると思っております。

○高橋高校教育課長 来春高校を卒業する生徒の求人状況等についてでございますけれども、平成24年10月末現在の岩手労働局調べによる就職状況によりますと、県内求人数は3,229人と、前年同月に比べ1,009人、45.5%増加いたしました。

次に、内定率でございますが、全体で73.4%、前年同月に比べて4.7ポイントふえております。そのうち、県内就職希望者の内定率は68.9%と、前年同月に比べ8.0ポイントふえました。それから、県外就職希望者の内定率は80.9%で、前年同月に比べ2.0ポイントふえております。

次に、今年度の傾向でございますが、先ほど委員の御指摘にありましたように、復興需要などで県内での就職も増加しており、全体に占める割合は59%と、前年同月に比べ9ポイント増加しております。また、沿岸地区の割合も53%と、前年同月に比較して11ポイント増加しております。

最後に、今後の取り組みについてでございますが、就職内定率は10月末現在としては、過去10年間で最も高くなっておりますが、いまだ就職が決まっていない生徒が921人いることから、引き続き生徒一人一人の希望する進路実現のために、ハローワークやジョブサポーター等と連携しながら指導してまいりたいと思っております。

また、求人の増加が目立ってはいますが、初めて働く高校生にとっては、求人票を見て、ややもすれば給与面ばかりに目が行くわけですが、自分が働く会社が長い間働くことができる業種、職種であるのか、また福利厚生面もじっくり考えさせるなど、ミスマッチのない就職になるよう各高校に指導してまいりたいと思っております。

○小西和子委員 ありがとうございます。発達障がいのある児童生徒につきましては、やはり全校体制で、それこそ小学校であれば低学年のうちから体制を組むと、だんだん学年が上がるにつれて障がいの程度が弱まるというのでしょうか、改善させるというようなことも実際にありましたので、本当にサポート体制を充実させていただきたいということです。

それから、かなり求人数、内定率とも過去最高というふうなことでございます。私が心配するのは、どの企業も即戦力を求めているように思うのです。そうしますと、なかなかそれに対応できなくて離職したりということもございますので、高校生のうちにといいましょうか、キャリア教育といえ、それは企業に都合のいい子供たちを育てることになります。労働教育です、何のために働くのかとか、働き方はこうなのだ。本来で

あれば、企業が行わなければならないことなのですが、その余裕がなくて、全く近年は行われていないわけです。そういうことも、高校生のうちに学習していくということも必要なのではないかと考えますので、よろしく願いいたします。以上です。

○齊藤信委員 2点お聞きしたい。

一つは、いじめ問題に関する調査結果の状況と対応ということです。詳しい資料をいただきました。ひどくぶつけられたり、たたかれたり、蹴られたりする、63件。金品をたかられる、39件。金品を隠されたり盗まれたり壊されたりする、208件。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする、176件。私は、これはかなりいじめがエスカレートした段階だと思いますが、全体として、今回の2,004件というこのいじめの認知件数をどういうふうにとめているか、まずお聞きします。

○田村生徒指導課長 委員御指摘の今回の緊急調査、2,004件の捉えでございます。委員御指摘のように、やはり内容によっては非常に精神的、肉体的に苦痛を加えるもの等も多々ございまして、大変憂慮されることだと考えてございます。今回前年度調査から6倍強という数字になったわけでございます。各学校において、いじめに関して社会問題化している状況を踏まえて、学校も、保護者も、子供たちも非常に敏感になって、それをあまねくといいますか、すくい上げた結果だろうと捉えてございまして、件数の多寡ももちろんではございますけれども、やはりその1件1件に子供たち、当然加害、被害の生徒がいるという事実をきちっと認識しまして、丁寧に対応していかなければならないと考えてございますし、それについての学校での指導、また市町村教育委員会、県の教育委員会一体となって今後取り組んでいかなければならないと認識してございます。

○齊藤信委員 2,004件、過去最高の認知件数だと思うけれども、件数も、そして中身も、量的にも質的にも悪化していると、このことをシビアに認識することが必要だと思います。ですから、いじめ問題の重大性、いじめというのは子供に対する人権侵害であり暴力行為ですから、その本質をしっかりと認識して対応する必要があると。本会議でもこの問題が取り上げられて、教育委員会委員長の答弁を聞くと、いじめは絶対に許されないと言うのです。なぜ許されないのかがないのですよ。許されないとわかっているのです、みんな。なぜ許されないのかと、いじめとは何なのかと、その本質をしっかりとつかまないと空を切ってしまうと。

もう一つ私がお聞きしたいのは、学校というのは子供たちが一番長く生活する場ですよ。ということは、子供の安全配慮義務が学校にあると。だから、いじめによって生命を脅かされたり、安全を脅かされるようなことがあっては絶対ならない。学校として子供の人権、そして命、健康、これを守る学校の安全配慮義務があるのではないかと思います、まずその点どうですか。

○田村生徒指導課長 学校に求められる安全配慮義務についてでございます。やはり保護者から大事な子供たちを預かっている学校でございますので、児童生徒の安全を守ることが第一であろうと思っておりますし、いじめによって児童生徒の安全が脅かされるようなことは

決してあってはならないという認識を持ってございます。

その義務ということについてでございますが、これまでも申し上げてまいりましたが、早期発見、早期対応、未然防止、あとは教職員間の共通理解、関係機関との連携等があるのではないかと考えてございます。例えば、安全配慮義務の中でも、いじめの本質を理解する義務というのがあるのではないかと。これは、やはり教職員がきちっといじめというものを捉えて、どのようにやっていけばいいのかということの共通理解を図る必要があるだろうと。

あわせて、もう一点でございますが、例えば児童生徒の動静をきちっと把握する義務があると考えてございます。これは、生徒の実態を日常からきめ細かに観察することによって、早期発見につながるものではないかと考えてございます。そのほかにも、やはり防止するための未然の策を講じる義務等もございますので、そういう点もきちっと学校、PTAの方々等と情報を共有しながら、教育委員会とも連携をしながら、一体となって今後も進めていかなければならないことだろうと考えてございます。

○**斉藤信委員** 今度の調査結果で、私は3件、本当にこれでいいのかと思ったことがあります。

一つは、いじめを認知した学校数が280校、644校あるうちの半分以下ですよ。本当なのだろうか。どの学級でも、今はあると言われるような状況の中で、認知した学校が半分以下というのは、本当なのだろうか、この落差は何だろうか、これが第1点。

もう一つは、いじめを解消したというのが、2,004件のうち81.7%なのです。これが本当なら立派なこと。しかし、いじめというのは、何を基準に、根拠にして解消したというのか。私は、かなり継続的な状況を見ないと、簡単には、これは解消とは言えないのではないかと。簡単に81.7%解消としていいのか。そのあたりの評価はどうなっているのか。

三つ目は、実は学校として、児童生徒の生命または身体の安全が脅かされる重大な事態、それが12件報告されています。その中身を見ると、ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、いわば一番件数の多い1,261件あるのですけれども。一般的には軽微と言われるいじめなのです。もう一つは、仲間外れ、集団により無視をされる、これも1件。軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれる、これが3件なのです。だから、いじめの対応からすれば、一般的には初期段階、軽微と言われるようなこういう中身でも、学校では命にかかわる重大な事態というふうに認識している。だから、このいじめというのは、私が最初に指摘したものはかなりエスカレートした段階で軽視できないことと、しかし初期の段階でも、ケースによっては生徒の命にかかわると。これは大変驚いたのだけれども、本当に実態を一人一人に即してしっかり見ないと、子供の命や人権を守れないなと思いましたが、この結果をどのように受けとめているのでしょうか。

○**田村生徒指導課長** 3点御質問でございました。

まず1点目の認知校数の件でございますが、これは調査としての数ということと捉えてございますが、学校の児童生徒の数だとか、かなり少ない学校もございますので、そうい

うところの数的なものというのは認知されていないというのも多うございまして、数的には280校という数字になってございます。

2点目の解消率81.7%の捉えでございしますが、まさにこれは加害被害の関係、子供たち同士の改善もそのとおりでございまして、そこにかかわっていた、例えば、保護者の方だとか、お互いの理解といいますか、学校として解消された。それ以降の子供たちの日常生活等も踏まえて見ながら、この状況であれば解消されたのであろうと捉えているのだと考えてございます。

最後の3点目の重大な事案についてでございますが、これも委員御指摘のように、トータルとして延べ数とすれば、委員がおっしゃられたような数字でございしますが、8件と報告を受けてございます。中身については、軽微なものや若干複合的な内容もございまして、学校としてそれが重大な事案だと捉え、報告をしたものと考えてございまして、中にはそれが継続的に続くことによって非常に重大性を帯びていたものもございまして。よって、こういう状況を受けまして、その後、小中学校があつて各教育事務所において、全ての学校の教職員を対象とした研修等を実施しながら、いじめについての共通の認識を持っていただく、その定義を理解していただくこと等を現在進めてきておりまして、今後も引き続き対応してまいりたいと考えてございます。

○齊藤信委員 本当に件数も多いし、中身も一つ一つ吟味しないと、簡単には、これが軽いとか、そうは言えない実態だなということを指摘をしておいて、今後の対応として、一つは、子供、生徒自身がこの問題を解決していくということは大変大事だと思います。81.7%解消しているという中で、私はやっぱりこういう取り組みをやって解消したという、そういう実例、経験、こういうものをしっかり返していく必要があるのではないかと、これが第1点です。そういうことを皆さんもしっかりつかむし、しっかり返していくと、こういう取り組みをして解決をしたというような、特にその中には子供自身が主体になってという、そういうことを一つ取り組んでいただきたい。

あと二つ目に、今回研修をしたようです、何カ所かで、指導主事とかそういう方々を対象に。全ての学校でぜひ徹底していただきたい。今回これだけ全国的な社会問題になって、調査をしたら2,004件と出たわけですから、本当に今のいじめの実態の深刻さ、このことによって子供の神経が脅かされて長期にわたるというケースがたくさんあるのですよ。だからそういう意味では、この時期にきっちり、全校でこの問題の校内研修をしっかりやるべきではないかと。これが第2点。

あと第3点なのですけれども、その際、いじめの問題というのは早期発見、早期対応です。それで、学校全体の取り組みにする、これは文部科学省も指示しています。学校全体の取り組みにする。絶対にその先生が抱え込んではいけません。その学校全体の取り組みにするという点で、今の教員政策が障害になっているのですよ。学校評価、教員評価、多忙化というのが、この問題も一緒に解決していかないと、逆にいけば、こういう教員評価のやり方が、先生方の協力、共同の障害になっているのではないかと。そういうことを含め

て学校全体の取り組みにどうするか。これは、教育委員会自体が知恵を出して、実態に即してやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○田村生徒指導課長 3点ございました。前段の2点について私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、今後の対応につきまして、実際の取り組みの具体例等をぜひ学校にということで、まさにそのとおりだろうと考えてございます。よって、次年度以降につきましても、今年度緊急に実施した根絶のための研修会等を各教育事務所で開催する予定でございます。その持ち方につきましては、一方的な講義等ばかりではなくて、今年度も実施しましたが、例えば、学区内の先生方だとか、小中学校を越えての意見交換、また、実例等を交えての意見交換等を通しながら、お互いの実践が他の学校でも生き、他の学校の実践が自分のところでも生きるような研修の持ち方をぜひ工夫してまいりたいと考えてございます。

続けて2点目でございます。全ての学校で徹底ということでございます。これにつきましても、過日12月3日付で各県立学校長並びに教育事務所長、教育事務所を經由いたしまして市町村教育委員会、各学校に通知をさせていただきました。中身につきましては、今回の緊急調査の結果、本県の実態もそうなのでございますけれども、全国的にも、子供たちのアンケート調査を継続的に実施していただきたいこと、また、事案によっては警察等との連携をいただきたいこと、あわせて委員御指摘のように、各学校でいじめ等の研修を実施していただきたいことをお願いをしたところでございます。次年度以降につきましても、こういう点を踏まえまして、適切な対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○藤澤学校企画課長 学校評価につきまして、私のほうから申し上げたいと思います。

各学校におきましては、調和のとれた人間形成を目指しまして、生徒の成長と希望する進路の達成ですとか、あるいは人格の形成、質の高い教育、それから安全・安心な居場所の確保、こういったものを目指して、日々取り組んでおります。

学校評価につきましては、このようなことを進めるに当たりまして、さまざまな視点から検証し、継続的に組織で改善に取り組むことを目的に実施しているものでございますので、いじめにつきましても、先ほど田村生徒指導課長からお話しましたように、各学校において、全教職員の共通した理解のもとに一貫した対応が求められておりますので、子供たちに接する教員が一人一人と信頼関係を築いて向き合っていけるよう、学校、家庭、地域が一体となって進めていくような、そういった評価となるように進めてまいりたいと思います。

○斉藤信委員 いじめは、これで最後にしますけれども、風通しのいい学校、職員会議も上位下達でなく、本当に教職員が一体となって取り組めるような、そういうものに私はすべきだと。その上では、多忙化を本気に解消するということにも取り組まないと。パソコンに向かう時間が一番長いなんていう状況は、私は本当に解決していただきたいと思いません。

実は、これはユネスコの調査なのだけれども、日本の子供の孤独感、29.8%で断トツで

世界一なのですよ、自分は孤独だというのが29.8%。フランスは6.4%、イギリスは5.4%、OECDの平均は7.4%です。そして、子供のストレスの最大の問題は勉強なのです。国連子どもの権利委員会が指摘するように、極度に競争主義的な教育制度というのが日本の教育制度、世界のレベルから見ればそうなのです。ストレスというのが背景にあって、孤独感を感じる、時間もない。こういう子供を取り巻く状況、特に競争的な教育制度というのを、根本的にその解消を目指していくべきだと。国連子どもの権利委員会の問題の勧告を3度受けているのですけれども、県の教育委員会でも、皆さんのところでも子どもの権利委員会の勧告をしっかりと受けとめてやっていただきたい。幾ら教育委員会委員長に聞いても全然かみ合わない。全然グローバルではないです。本当に狭い岩手の視野の話しかしない。日本の教育はどうなっているかという、そこで重大な法的権限を持って勧告されているのですから、国内法に優先するのですよ、これ、実は。だから私は、最後に教育長にそういうことをしっかりと、これはちゃんと教育委員会でもそういう問題提起を受けてやっていただきたいし、そういう精神で、今度のいじめの問題も対応していただきたい。どうですか。

○菅野教育長 確かに日本の子供、先ほど孤独感の話がありましたが、自己肯定感も非常に低いという調査結果が出てございます。やはりいろんな要因があるのだらうと思います。教育の面だけで取り組めるもの、取り組めないものといろいろとあるのですが、私どもとしては、子供たちが学校で過ごす時間、特に授業を含めて、学ぶということの喜びを生涯にわたって持ってもらうということが一番大事だと。したがって、今の県の計画の中では、学力向上の指標として、授業がわかる子供の率をふやしていこうという目標を掲げています。これはやはり授業が一番大事で、それをわかるという自己達成感を少しでも持つ子供たちを育てていこうと。それは平均点でもあれでもないと、授業がわかる子供をふやしていこうという取り組みをやってございます。

現在、教育に対するいろんな議論がなされていますが、私どもとしては、やはり子供中心に立った議論がこれからもいろいろ深まっていくことを期待したいと思いますし、私どもとしても、それに向けて努力したいと思っております。

○斉藤信委員 最後にシックスクール問題について、これは決算特別委員会の関連質問で取り上げましたし、この間、本音で語ろう県議会でも、父兄の方がこの問題を県議会に直訴するということがあったようです。

一つは、私に取り上げて以降、県教育委員会としてどういう対応をしてきたのか、これが第1点。

第2点、実は大規模改造工事によって、TVOC検査の測定というのは4カ月ぐらいやられたのだけれども、基準値を超える結果が出たと。専門医も、これはシックスクール症候群だと。私は、これだけTVOC検査や専門医の診断でそういうふうに指摘されているのに、なぜ一戸町の教育委員会はこれをシックスクールとして認定しようとならないのか。それは教育委員会としてはどう考えているのか。このことをお聞きしたいと思います。

○小倉学校施設課長 まず、県議会の決算特別委員会以降の県教育委員会の対応でございますけれども、10月26日でございますが、県教育委員会同席のもとに一戸町の教育委員会と保護者との間で話し合いが持たれたところでございます。この場では発症原因だとか学校復帰、あるいは学習支援ということで話し合いが行われたわけでございますが、発症原因については両者の見解の隔たりが大きく進展はなかったというふうに考えております。また、11月30日でございますけれども、県教育委員会として一户町教育委員会を訪問いたしまして、発症原因や学校復帰等について町教育委員会の認識を確認いたしました。また、学校復帰に向けた両者の話し合いの場を設けるべきだということで要請いたしまして、現在日程調整をしているところでございます。こういった一户町教育委員会、あるいは保護者との話し合い等については以前からも行っているところでございますけれども、今後についても話し合い等を継続いたしまして、いずれ一户町教育委員会と保護者とがよく話し合うということが、まずは必要であろうと考えておりますので、県教育委員会といたしましても、助言を続けてまいりたいと考えてございます。

それと、TVOCの関係と、あと一户町教育委員会がなぜその認定をしないのかということでございますけれども、発症原因についての一戸町教育委員会の考え方、聞き取りをした部分でのお話になりますけれども、大規模改造工事を実施した棟の各室のTVOC測定値が暫定目標値を上回っていたことから、これがシックスクール症候群発症の一因になったと推測されると認識しているというのが一户町教育委員会のお話でございまして、TVOC測定値が暫定目標値を超過したことを理由にして、発症の原因が全て大規模改造工事にあるとまでは言い切ることはできないのではないかとこの話がございました。この点、大規模改造工事がシックスクール発症の原因だと考えている保護者と見解が異なっているということでございます。

県教育委員会の考え方でございますけれども、シックスクールのポイント等もつくっているわけでございますけれども、そもそも工事完成の引き渡し時においては、VOCの測定をするということになっていまして、基準値を下回った場合に引き渡しということになります。その後の気温上昇等におきまして、使用原材等から揮発性有機化合物の放散が進む可能性もございます。これは、学校の施設の改修等が春先ということで、2月、3月に終わって、7月、8月等に向けて気温が上がっていく中で、その放散も考えられるということで、その部分につきましては、県教委として工事完成時の測定結果を過信することのないよう、日常的に良好な室内空気環境を維持するよう、その取り組みを要請してきたところでございまして、これにつきましては今後も引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 大規模改造工事による、いわゆる化学物質が発散したと。TVOC検査は4カ月後なのです、工事完了後。4カ月間、それを受けていたということになるのですよね。そして、教室がTVOC検査で超えただけでなく、その避難場所とした被服室がまたTVOC検査で総量を超えていたと。だから、二重の被曝をこの子供はしてしまったので

す。そして、専門医が診断して、これはそのことによる発症ですよと。一戸町教育委員会は一因だと言っているけど、それが全てではないと否定しているわけです。だったら、一因以外に何かあるのかと。結局、子供の体質なのです。これはとんでもないことなのです、子供の体質が原因と客観的に言っているのです。人権侵害です、これは。あの大規模工事による化学物質の曝露がなかったら、この子供は発症していないのです。それがあったから発症したのです。それ以外に何か特別の事情があるかと。子供たちの体質とか個人差というのは当然あるのです。しかし、それが主因では絶対ない。こんなことを認めたら、子供の人権を、学校、教育委員会が認めないということになります。

実は、その根拠を聞いたら、長野県教育委員会のシックスクール問題の対応を根拠にしているというのです。こう言っているのです。新築後のその建物に居住し、これらの化学物質に汚染された空気を吸うことにより症状があらわれますが、居住者全員が同様の症状をあらわすわけではなく個人差があります。また、それまでの化学物質の曝露状態や体質にも左右されます。これを根拠にしている。私は、こんなのは全国共通では全然ないと思います。長野県教育委員会のシックスクール対策というのは進んでいるものですか。こんなことを書くのは全くとんでもないことだと思います。岩手県のシックスクール対策の中身も含めて、これより長野県が進んでいるのか、こんなことを根拠にして、体質を責任にしているのか、教えてください。

○小倉学校施設課長 長野県のお話が出たわけですが、詳細を読んでおりませんので、その部分についてはコメントはなかなか難しいと思っておりますが、いずれ委員から指摘があったようなシックスクールの症状の発症の部分については、委員から御指摘があった部分であろうかと考えております。学校に入学して4カ月間、具体的には8月6日に測定を行っているのですが、その前の7月の確か中旬だと思いましたが、そこから学校には行っていない、自宅学習を続けているという状況もございました。その間に、TVOCの測定等が行われていれば、揮発性有機化合物が400マイクログラムを超えていたのかどうかという部分が明らかになったのだと思います。ただ、それがVOCの検査自体が基準値を超えていなかったということで、TVOCまでやらなかったというようなことが一つ反省点としてあるのかなと思っております。

それで、本県におきましては、奥州市胆沢区におきましてシックスクールの問題があって、22名の方が症状を発症したわけですが、平成23年3月に奥州市の教育委員会が奥州市立学校等におけるシックスクール対策マニュアルというものを策定いたしております。これは、建物工事の引き渡しを受けてから、使用開始にあたりまして、奥州市教育委員会がTVOCの濃度測定を行って、厚生労働省の暫定目標値400マイクログラムではありますが、これ以下であることを確認してから使用開始するというようなことも対策マニュアルの中には書かれております。

私どもといたしましても、実は、奥州市の対策マニュアルのコピーをとりまして、全市町村に配布も行いましたし、研修会において周知徹底を図っているところではあります。

いかんせんまだまだ周知が足りなかったということもあります。ただ、その一方で、どう
いう対策をとるかについては、あくまでもその市町村の判断という部分もございます。県
教育委員会といたしましては、やはり夏場の気温上昇等に伴う発生ということも十分考慮
に入れて適切な対応をとっていただきたいということで、今後機会あるごとに要請をして
まいりたいと考えております。

○**齊藤信委員** 最後にします。

ぜひこれは県教育委員会の指導性を発揮して、子供の人権にかかっている、教育委員会
の体質が問われている問題だと思います。

それで、この教訓を踏まえるなら、やっぱりTVOC測定を県のマニュアルにもちゃんと位置づけてやるべきではないのかと。生徒は学校に戻りたいと努力もしていますから、
さまざまなその環境をつくっていただきたい。ところが、あの学校は分煙をしているとい
うのです。たばこの煙も出てくる。学校の敷地内はあり得ないのだと思うのだけれども、
そういうことも含めてしっかり把握して対応していただきたい。

○**熊谷泉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** では、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**熊谷泉委員長** 再開します。

次に、総務部関係の請願陳情の審査を行います。

請願陳情受理番号第 59 号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子ど
もたちにゆきとどいた教育を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**岡崎私学・情報公開課長** 請願陳情受理番号第 59 号私学助成を拡充させ、教育費負担
の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願について御説明申し
上げます。

まず、項目 1 の運営費補助の増額についてであります。私立学校の振興を図ることは
本県学校教育の振興を図る上からも重要な課題でございます。私立学校の経常的経費に
対する助成に重点を置いてきたところでございます。私立学校に対する運営費補助につ
きましては、生徒 1 人当たりの標準単価を国庫補助単価及び地方交付税単価の改定に合
わせて増額してきているところでございます。今後とも所要の予算の確保に努めてまい
ります。

次に、項目 2 の授業料減免補助及び入学金減免補助の拡充についてでございますが、
本県の授業料減免補助制度につきましては、平成 22 年度に見直しを行い、低所得世帯に
対して就学支援金に上乗せして支援を行うこととし、さらに平成 23 年度からは新たに生活保護

世帯の入学金を補助対象に加え、低所得世帯の支援に努めてきたところでございます。

また、被災児童生徒等に対しては、入学金、授業料、施設整備費等の減免補助を行うとともに、今年度からはいわての学び希望基金により、高校生に対して教科書、制服購入費及び修学旅行費用を給付しているところでございまして、経済的に就学が困難な生徒の支援に引き続き努めてまいります。

次に、項目 3 の現行授業料減免補助制度の堅持についてでございますが、本県の授業料減免補助制度では、就学支援金に倍加算に該当する市町村民税、所得割が非課税の世帯については月額 2 万円、1.5 倍加算に該当する世帯については月額 1 万 7,000 円を上限に、授業料減免補助の対象としているところでございます。本制度による低所得者の支援に引き続き努めてまいります。

次に、項目 4 の耐震強度不足や老朽化した校舎の建て替えに対する補助制度の実現についてでございますが、震災からの復興に向けた財政需要が続く中、私学予算の維持に努めておりまして、新たな予算の措置が難しい中で、県といたしましては私学予算は学校運営費に重点を置いて措置しているところでございます。施設整備については、各学校が長期計画に基づき、減価償却や施設整備費の徴収等により積み立て措置することが基本と考えており、日本私立学校振興共済事業団や岩手県私学振興会による長期低利貸付により対応していただくものと考えております。

また、耐震化につきましては、県では耐震診断を実施する場合に、運営費補助の限度額の引き上げを行っております。国においても耐震補強工事等の補助や低利融資制度の拡充を図っていることから、これら制度の周知、活用を促進し、耐震化を進めてまいります。

次に、項目 5 の高等学校の特色教育補助の増額についてでございますが、この補助は私立高校における特色ある教育を推進するため、全国に先駆けて昭和 55 年度、県単独で創設したものでございます。県の厳しい財政状況を踏まえ、2005 年度、平成 17 年度でございますが、3 億 2,000 万円をピークに毎年度減額せざるを得ない状況でありましたが、平成 20 年度から 24 年度まで、1 億 5,000 万円の補助額を確保してきたところでございます。県といたしましては、各私立高校の建学の精神に基づく特色ある教育活動に対する支援は重要であると認識しておりますので、今後とも所要の予算の確保に努めてまいります。

次に、項目 6 の国の私学助成制度の充実に係る意見書の提出についてでございますが、国の私学助成の大きな柱であります私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒 1 人当たり単価につきましては、平成 25 年度、文部科学省予算の概算要求においては 0.78% の増額要求がなされております。

また、国の過疎高等学校特別経費補助の生徒 1 人当たり単価につきましては、平成 25 年度概算要求におきまして、今年度と同額での要求がなされております。就学支援金制度につきましては、政府予算提言・要望や北海道・東北地方知事会等を通じて要望を行っているところでございまして、今後とも要望活動を続けてまいります。以上で参考説明を終わります。

○熊谷泉委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 1点だけお聞きします。

項目は、この間も採択された項目がほとんどで、新規は1項目だけで、今の説明を聞けば前向きだと受けとめていいと思いますが、一つお聞きしたいのは、例えば、秋田県は授業料免除、生活保護世帯はもとより、年収350万円まで全額免除なのです。全国的にも授業料を全額免除しているところが多数だと受けとめていますが、全国の授業料免除の実態はどうか、岩手県のレベルはどの位置にあるのか、そのことだけお聞きします。

○岡崎私学・情報公開課長 東北各県の平均授業料及び世帯収入区分ごとの負担額、これは試算でございますが、平均授業料につきましては、岩手県が1万8,135円となっております。年収250万円未満の世帯についてでございます。東北各県の中では授業料が一番低い状況ということでございます。

○大槻法務学事課総括課長 お尋ねのございました私立高校の減免の状況でございます。年収250万円までの低所得者の方々につきましては、新たに全額免除相当の支援額を設けているところがございます。実際に、ほとんどのところが250万円以下につきましては全額免除となっております。本県につきましては、250万円以下について上限額2万円となっております。県の私立学校の授業料そのものが全国で低位のところ属しているということもございまして、クリアはされているものではないかと考えております。

○岡崎私学・情報公開課長 先ほどの部分に補足させていただきますが、東北各県の私立高等学校の平均授業料と世帯負担でございますけれども、平均授業料が先ほど申し上げましたが、1万8,135円、就学支援金を差し引きまして、世帯負担で申し上げますと8,235円となっております。負担額そのものは東北各県で一番低い状況となっております。以上でございます。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 採択の意見がありますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 異議なしという御意見もありますが、ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって意見交換を終わります。

意見書案は原案のとおりとすることに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任を願います。

以上をもって、総務部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。

総務部の皆様は退席されて結構です。御苦勞様でした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちをいただきます。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、岩手県立博物館における被災文化財等救援活動についてといたしたいと思いますが、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉藤信委員 国の予算編成がどうなるかあれなのですけれども、岩手県の予算編成も大詰めのところの委員会になりますので、博物館に行くだけでなく、きちんと調査をした方がいいのではないのでしょうか。午前、午後、どうですか。選挙は終わっているのだから。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 それでは、当職において判断いたしますので、よろしく願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なお、今回継続調査と決定いたしました本件につきましては、別途、議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。どうも御苦勞さまでした。